

第3次泉佐野市地域福祉計画

地域福祉活動計画

～いずみさの みんなの絆プラン～

令和3（2021）年3月

泉佐野市

はじめに

近年の価値観、社会環境、住民同士の関係性の大きな変化の中、分野別の福祉行政だけの支援だけでは対応しきれない、複雑な問題、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取り組みが求められています。

国においては、高齢者、障害のある人、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、いきがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」が提唱される中、本市では「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」受け止める場として、「全世代、全対象型」の地域包括支援体制の構築を進めてきました。

このたび、第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の最終年度を迎え、これまでの実施状況の検証を踏まえつつ、市民の皆様、地域福祉活動組織、福祉関係団体等のご意見を賜わりながら、計画の見直しを行い、地域福祉の基本的な方向性を示す「地域福祉計画」、地域福祉の具体的な活動を示す「地域福祉活動計画」を、それぞれの役割を明確にしながらも、さらなる連携の深化をめざして、第3次計画として一体的に策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、第2次計画の基本理念である「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野」を継承し、「自分らしく生き、チャレンジできる」、「つながり支え合う」、「みんなで参加する」地域の整備を進めてまいります。このように社会環境が大きく変化する中においては、住み慣れた地域で住民の皆様が主体となって参画し、社会保障、行政がそれぞれの役割を果たし、連携して、地域福祉を推進することが大変重要であると認識しているところでございます。どうぞ、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました地域福祉推進審議会委員の皆様、アンケート調査にご協力くださいました市民の皆様、ヒアリング調査にご協力いただきました福祉関係団体、地区福祉委員会の皆様、その他多くの関係者の方々に対し、心よりお礼を申し上げます。

令和3（2021）年3月

泉佐野市長 千代松 大耕



はじめに

近年、社会的孤立や老老介護、ひきこもり、ダブルケア、8050問題等、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクは複雑化・多様化しています。

令和2(2020)年度で最終年となる第2次地域福祉活動計画は、泉佐野市の地域福祉計画と協働して、「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野」を基本理念に、一体的に取り組みを進めて参りました。



第2次計画期間の6年間では、各地域においてコミュニティカフェ等住民同士が交流することができる新たな活動もうまれました。また、この間に起こった台風災害や感染症の拡大等の非常時にも、行政と連携を図りながら、平常時の地域のつながりを活かし、工夫をしながら地域活動が継続され、改めて本市における地域の支え合いの力を実感いたしました。

従来の制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けてさらなる取り組みが求められています。

第3次となる本計画につきましては、先の計画を引き継ぎ、行政計画とのつながりを大切にしながらも、幅広い活動主体による制度施策の枠を越えた民間の地域福祉活動の役割を發揮できる計画として策定することができました。

本会としましては、引き続き行政、地域住民、関係機関の皆様にご協力いただき、本計画を推進して参りたいと思いますので、ご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご多忙のところ多大なご苦勞をおかけしました地域福祉計画推進審議会・地域福祉活動計画推進委員会の皆様、地域の暮らしを話す会・住民アンケートにご協力いただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3(2021)年3月

社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会

会長 麻生川 敏行

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	5
4. 計画の策定方法.....	5
5. 計画の推進体制.....	8
6. 生活圏域の考え方.....	10
第2章 泉佐野市を取り巻く現状.....	12
1. 人口や世帯の状況.....	12
2. 支援を必要とする人の状況（高齢者・障害者・生活保護等）.....	16
3. 地域福祉活動の状況.....	19
4. アンケート調査等の結果.....	20
5. 第2次計画の進捗状況.....	26
6. 本市の課題等を踏まえた計画見直しの方向.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
1. 基本理念.....	31
2. 基本目標.....	31
3. 重点項目.....	32
第4章 地域福祉計画における施策の展開.....	33
基本目標1：自分らしく生き、チャレンジできる地域をつくろう.....	34
基本目標2：つながり支え合う地域をつくろう.....	44
基本目標3：みんなで参加する地域をつくろう.....	52
第5章 地域福祉活動計画における取り組み.....	58
基本目標1：自分らしく生き、チャレンジできる地域をつくろう.....	59
基本目標2：つながり支え合う地域をつくろう.....	66
基本目標3：みんなで参加する地域をつくろう.....	75
資料編.....	78
1. 泉佐野市地域福祉推進審議会・泉佐野市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿..	78
2. 泉佐野市地域福祉推進審議会規則.....	79
3. 泉佐野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会設置要綱.....	81
4. 泉佐野市地域福祉庁内推進委員会設置要綱.....	83
5. 策定の経過.....	85
6. 用語解説.....	87

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄となり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合い等の機能の低下が危惧されています。このような中、分野別の福祉行政を中心として取り組まれてきた、子育て世代、高齢者、障害者・児に対する支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、虐待等）がみられ、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取り組みが求められています。

国においては、平成28（2016）年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障害のある人、子どもなど、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざす方針が提示されました。また、同年7月には『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める方向性が示されています。

その後、平成29（2017）年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が市町村において努力義務とされ、これを受けて市町村地域福祉計画のための策定ガイドラインも新たに示されました。令和2（2020）年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域福祉の推進に向け、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」ことが示されるとともに、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

また、社会における差別の解消については、平成28（2016）年4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。これらの法律では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現、部落差別は重要な地域課題であり、その解消を推進し、部落差別のない社会を実現することがめざされています。

泉佐野市（以下、「本市」と言う。）では、地域における様々な福祉課題に対応するため、平成

17（2005）年度に「泉佐野市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な福祉への取り組み支援などの施策を進めてきました。また、泉佐野市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」と言う。）においては、平成21（2009）年度に「泉佐野市地域福祉活動計画」を策定し、地域住民の交流活動や支え合い活動などを支援してきました。その後、社会情勢の変化を踏まえ、市民・事業者・社会福祉協議会、行政等が協力して課題解決に取り組むことをめざし、多くの市民の参画を得て本市と社会福祉協議会が協働し、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に見直した、「第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（いずみさの みんなの絆プラン）」を策定し、地域福祉施策の充実を図ってきました。平成29（2017）年度の同計画の中間見直しを経て今日まで施策を進めてきましたが、このたび、計画の最終年度を迎え、国の動向や本市の現状を踏まえて計画を見直し、「第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」と言う。）を新たに策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域福祉を実践するために策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」の相互の協力を促すなど、地域福祉の推進を目的とする団体です。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、地域の助け合いによる地域福祉を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし、共に支え合う地域づくりをめざすための「理念」と「しくみ」をつくる計画です。一方、地域福祉活動計画は、地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となった、地域住民や住民組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPOなどの民間団体による福祉活動の具体的な取り組みを定める行動計画です。住民主体の活動方針のもと、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を活かしながら、住民の自主的、自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めていきます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、共に「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものです。

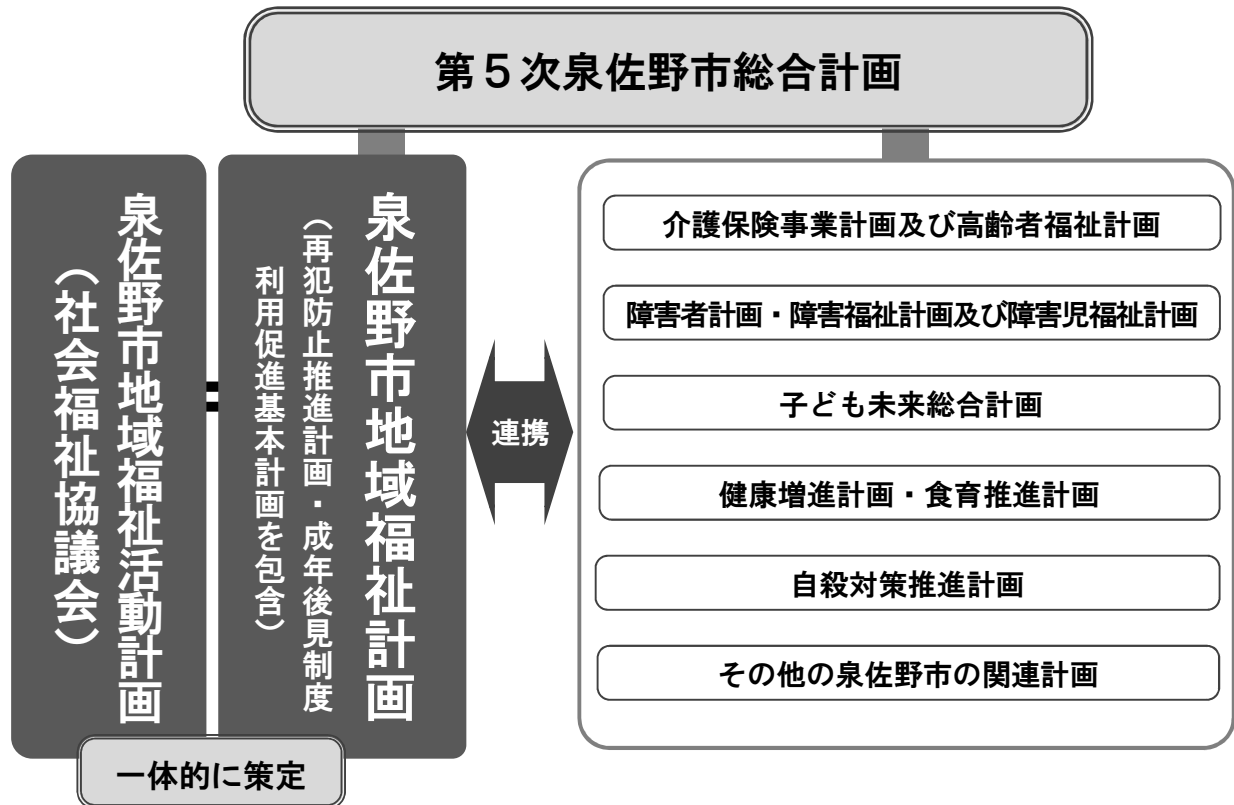
本市では、地域福祉の一体的な推進を図るため、これまで別々に策定していた地域福祉計画と地域福祉行動計画を平成26(2014)年度に一体的な計画である「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」として協働で策定し、より実効性のある施策の展開を図ってきました。本計画においても、地域福祉計画と地域福祉活動計画の役割分担を明確にししながら、一体的な計画として策定することで、共通の理念・課題意識のもと地域福祉の推進に取り組みます。

(3) 他計画との関係

地域福祉計画は、令和元(2019)年度に策定された本市の最上位計画である「第5次泉佐野市総合計画」に基づき、地域福祉を総合的に推進する理念を定め、福祉のまちづくりについての方角を示すものです。また、「介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「子ども未来総合計画」「障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画」「健康増進計画・食育推進計画」「自殺対策推進計画」などの各分野の個別計画と連携し、地域福祉の観点から市民のより良い生活支援を行います。なお、「地域福祉活動計画」は、地域福祉に関する具体的な取り組みを定める計画であることから、地域福祉計画と一体的に策定するものとしします。

加えて、地域福祉と一体的な取り組みが求められる再犯防止推進計画（再犯防止推進法第8条第1項）及び成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度利用促進法第14条第1項）についても、本計画に包含するものとします。

■本計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行います。

4. 計画の策定方法

（1）策定体制

本計画の策定にあたっては、本市の附属機関である「泉佐野市地域福祉推進審議会」及び社会福祉協議会における「泉佐野市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、さらに関係各課長級職員による「泉佐野市地域福祉庁内推進委員会」と関係各課担当職員等による「策定作業部会」を設置して策定作業を進めました。

（2）アンケート調査の実施

第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況の評価と、計画策定の基礎資料とすることを目的として、住民・保護者・子どものそれぞれを対象としたアンケート調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

①住民アンケート

- ・調査地域：泉佐野市全域
- ・調査対象者：満18歳以上の住民2,000人を対象に無作為抽出
- ・調査期間：令和2年2月21日（金）～令和2年3月10日（火）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- ・回収状況：配布数2,000件、有効回収数620件、有効回収率31.0%

②保護者アンケート

- ・調査地域：泉佐野市全域
- ・調査対象者：泉佐野市内の小学校に通う小学6年生の保護者
- ・調査期間：令和2年2月21日（金）～令和2年3月10日（火）
- ・調査方法：小学校を通じた直接配布・直接回収
- ・回収状況：配布数883件、有効回収数410件、有効回収率46.4%

③子どもアンケート

- ・調査地域：泉佐野市全域
- ・調査対象者：泉佐野市内の小学校に通う小学6年生
- ・調査期間：令和2年2月21日（金）～令和2年3月10日（火）
- ・調査方法：小学校を通じた直接配布・直接回収
- ・回収状況：配布数883件、有効回収数743件、有効回収率84.1%

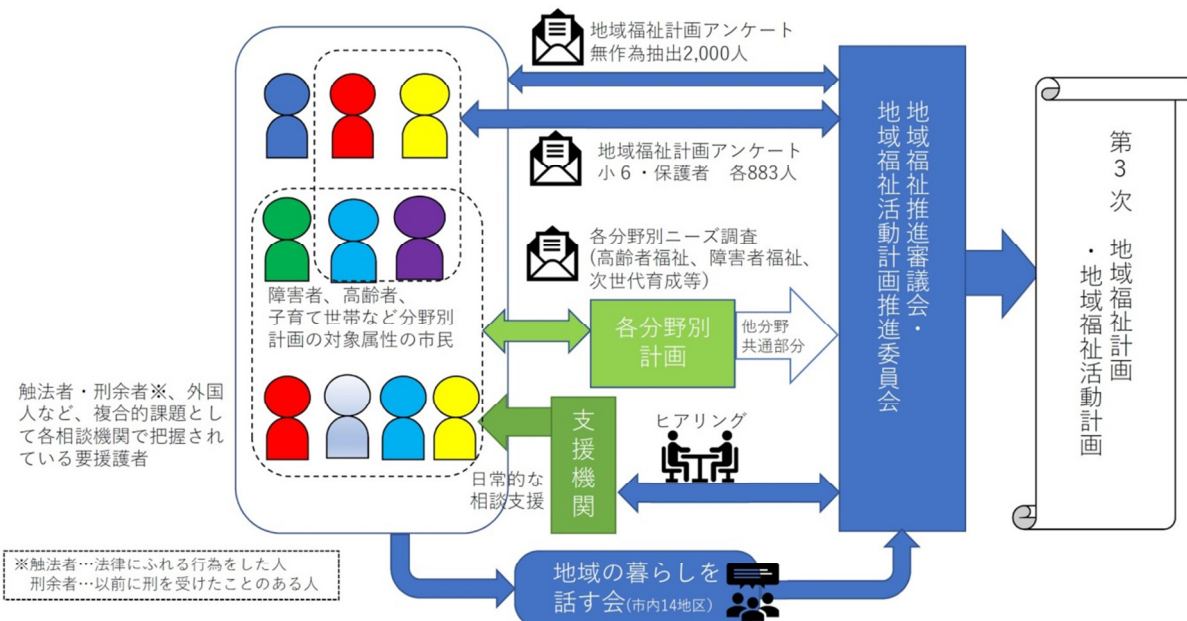
(3) ヒアリング調査の実施

また、アンケート調査では把握が難しい、地域における様々な生活課題を有する人等について、「困りごと」や「ニーズ」、地域における課題等を把握するために、社会的要援護者を支援している相談支援機関の担当者等を対象としたヒアリング調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

■ヒアリング調査の対象と調査方法

日時	対象機関	方法
令和元年 12 月 10 日	C S W連絡会	面談
令和元年 12 月	基幹包括支援センターいずみさの	アンケート調査
令和 2 年 1 月 9 日	泉佐野市健康福祉部生活福祉課	面談
令和 2 年 3 月 3 日	大阪府社会福祉協議会 社会貢献支援員	面談
令和 2 年 3 月 5 日	南大阪若者サポートステーション	面談
令和 2 年 7 月 17 日	南部市民交流センター（隣保館）	面談
令和 2 年 7 月 22 日	北部市民交流センター（隣保館）	面談
令和 2 年 8 月	泉佐野市こども部子育て支援課	アンケート調査
令和 2 年 8 月	泉佐野市健康福祉部健康推進課	アンケート調査
令和 2 年 8 月	スマイルサポーター	アンケート調査

■第3次地域福祉計画策定にあたってのニーズ調査のイメージ図



(4)「地域の暮らしを話す会」の実施

「第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（いずみさの みんなの絆プラン）」では、「計画の普及をはじめ、地域から出される新たな課題を本計画見直し時に反映」するための場として、地域ごとに住民が集まって地域の現状や課題について話し合う、「地域の暮らしを話す会」が位置づけられています。毎年各地区において開催する「地域の暮らしを話す会」では、それぞれの地域の住民参加者の関心事に応じたテーマで令和元(2019)年度も話し合いが行われました。

■令和元年度「地域の暮らしを話す会」開催日時・場所・参加人数一覧

地区	日時	場所	人数
日新	10月27日(日) 14時00分～	上瓦屋町会館	31人
佐野台	9月28日(土) 19時30分～	佐野台集会所	25人
北中	11月9日(土) 19時00分～	鶴原町会館	35人
三小	10月12日(土) 10時00分～	新町会館	17人
末広	12月12日(木) 19時00分～	東羽倉崎南町集会所	25人
一小	2月21日(金) 19時00分～	西本町会館	40人
長滝	7月24日(水) 15時00分～	長滝第一町内会館	43人
	9月25日(水) 14時00分～		43人
	11月27日(水) 15時00分～		43人
上之郷	10月21日(月) 19時00分～	上之郷小学校多目的室	18人
大土	11月23日(土) 19時00分～	大木小学校交流棟	39人
長坂	10月29日(火) 19時00分～	次世代育成地域交流センター	37人
日根野	11月16日(土) 19時00分～	日根野町会館	31人
南中	9月6日(金) 19時00分～	南部市民交流センター	47人
中央	11月10日(日) 10時30分～	中町会館	16人
二小	10月25日(金) 19時00分～	高松総合会館	14人

延べ参加者数 504人

5. 計画の推進体制

(1) 地域福祉の推進体制

地域福祉計画の推進には、市民、町会・自治会、地区福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、市内の社会福祉法人をはじめとする関係団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担いながら、連携・協働することが大切です。行政と社会福祉協議会の連携・協働を基礎として、多様な主体が地域福祉の推進に参画する体制づくりを進めます。また、市行政においても、福祉分野の担当部局以外の様々な領域との連携・協働によって地域福祉に取り組む体制づくりを進めます。住民主体の活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会については、行政との連携の強化や支援の充実により、活動基盤の強化を図ります。

(2) 計画の進捗管理

本計画の進捗状況の確認や定期的な評価を行うための機関として、「泉佐野市地域福祉推進審議会」を年1回以上（原則）開催し、進捗管理・評価を行うことで、本計画に基づく施策について実効性を持って推進していくものとします。これに併せて、市の関係各課で構成する「泉佐野市地域福祉庁内推進委員会」においても、審議会と同様に本計画の進捗管理と評価を行います。また、新たに「泉佐野市総合福祉審議会」を設置し、本市の総合的な福祉行政のあり方について検討し、その結果を本計画の推進にも反映するものとします。

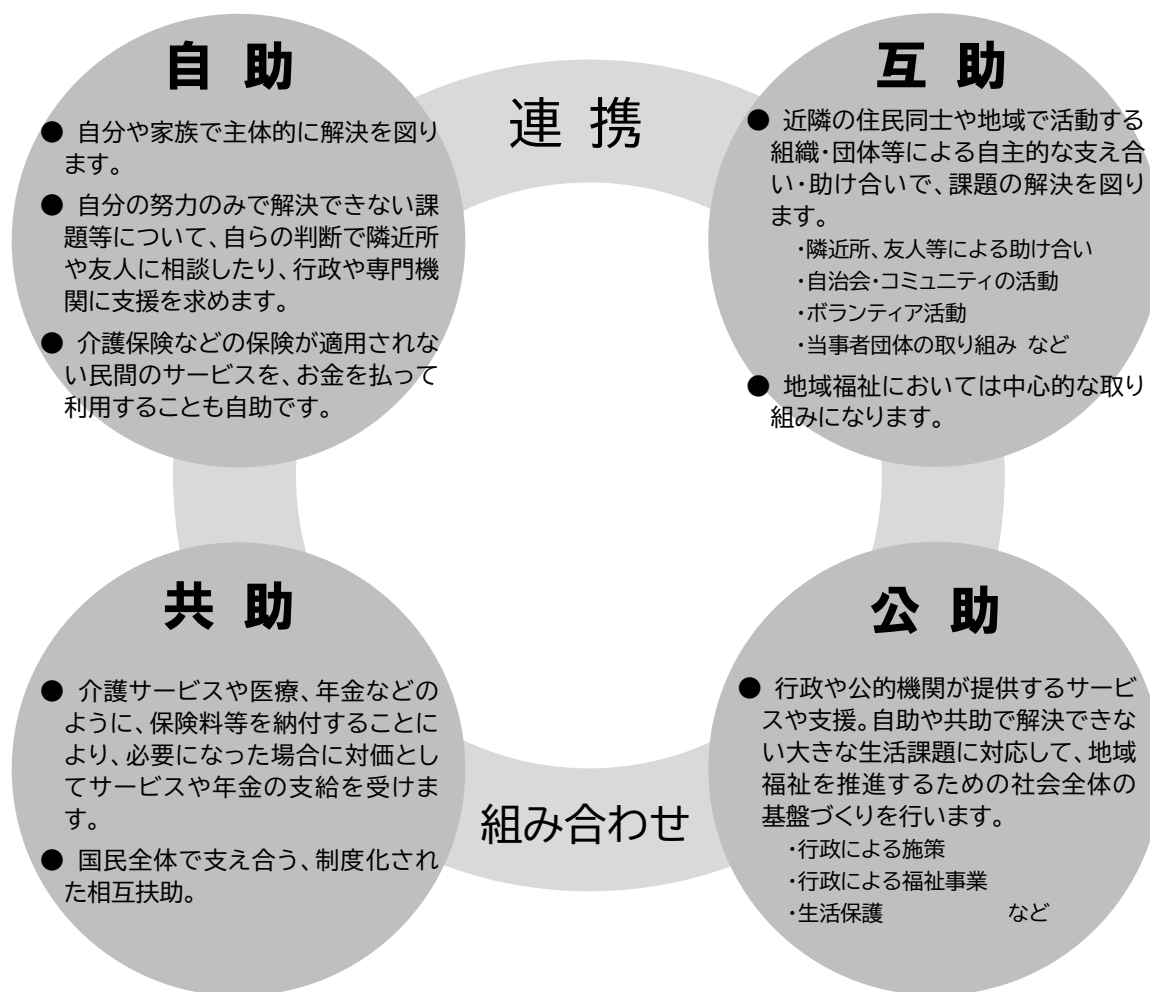
(3) 計画の普及啓発

本計画に基づく地域福祉を効果的に推進するためには、その担い手である市民、社会福祉協議会、市内の社会福祉法人をはじめとする関係団体、行政が共通の理解・認識を持つことが大切です。市の広報紙やホームページ、社会福祉協議会の広報紙「泉佐野市社協だより」やホームページを活用し、本計画の普及とその取り組みの周知に努めます。また、地域福祉についての市役所庁内における関係課の連携についても、「泉佐野市地域福祉庁内推進委員会」を中心として、職員の理解と協働の促進を図ります。

各地区においては、住民座談会「地域の暮らしを話す会」を毎年度開催し、本計画の普及を図ると同時に、各地域において提起された課題を本計画の推進や見直し時に反映するものとします。

(4) 自助・互助・共助・公助の基本的な考え方

誰もが排除されることなく共に生きる地域づくりに向け、解決すべき課題が多様化・複雑化する中、行政による公的な施策だけでは十分な対応は困難です。本計画は、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合い（互助）、社会保障などの相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）の役割分担と相互の連携によって取り組んでいくことを基本的な考え方としています。



6. 生活圏域の考え方

地域福祉活動では、地域住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むこととなります。したがって地域福祉活動は、おのずとそうした課題が見えるような、小さな圏域を単位として行われることとなります。一方、問題領域によっては、小さな圏域だけでは対応できないものもあり、より広域な圏域や市全域で検討していくべき課題もあります。

そこで、地域福祉に関する取り組みを行う上で、3層からなる圏域を設定し、それぞれの役割と機能を発揮しながら多様な地域福祉活動を展開するとともに、相互の機能連携を図ることによって、各圏域における地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

(1) 見守りとニーズ発見のための「第1次圏域（町会・自治会・小学校区）」

要援護者の福祉課題を発見するためには、町会・自治会、小学校区等住民に身近な「日常生活圏域」にある社会資源とのネットワークづくりが不可欠です。このため、民生委員・児童委員や地区福祉委員会活動（小地域ネットワーク活動等）等の福祉関係者、さらには町会・自治会や学校、医療機関、商店街等福祉関係者以外の者とのネットワークを構築し、住民に身近な地域における見守り・発見・つなぎの機能を強化することが必要です。こうした取り組みの基盤となる最も小さい生活圏域として第1次圏域を設定します。

ここでは、概ね小学校区を単位とする地区福祉委員会や町会・自治会単位の支部福祉委員会による見守り活動やサロン活動・カフェ活動等、地域に根ざした地域福祉活動が取り組まれています。

(2) 課題解決のための「第2次圏域（中学校区・サービス圏域）」

「第1次圏域」で発見された様々な福祉課題をワンストップで受け止め、必要なサービスにつなげるなどの解決に取り組むためには、中学校区等一定の「サービス圏域」において、地域の相談・支援機能を集約したネットワークの構築が不可欠です。このため、「サービス圏域」で活動する様々な地域の相談・支援機関とのネットワークを構築し、地域の福祉課題の解決機能を強化することが重要です。こうした取り組みを行う圏域を第2次圏域とし、市内に5地区の圏域を設定します。

これは本市の「介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」における「日常生活圏域」に対応しており、本市では、全世代型の総合相談に対応する「地域型包括支援センター」を、この圏域に1箇所ずつ設置しています。

(3) 広域的・専門的な課題解決及び総合的な福祉施策推進のための「第3次圏域（市域）」

広域的・専門的な福祉課題については、「市域」での対応が求められます。個別支援を通じて発見された福祉課題のうち、同様の課題を抱える要援護者が一定数いるなど個別の課題解決にとどめることが適切でない場合は、当該課題解決のための新たなサービス（普遍的な仕組み）を開発し、当該課題に対応するための地域福祉計画、その他の行政計画の見直し等総合的な福祉施策の推進を行うことが求められます。このような対応を行うためには、庁内関係各課や各分野の行政機関とのネットワークを構築し、広域的・専門的な福祉課題の解決機能を強化することが重要です。こうした課題には市全体で取り組むものとし、これを第3次圏域とします。

各地域において活動する団体の連合会が組織され相互の連携に取り組んでおり、障害福祉サービスや子ども・子育て支援事業等の市全域を対象として行われる支援サービスの圏域でもあります。本市では、「基幹型・機能強化型包括支援センター」（以下、「基幹型包括支援センター」と言う。）を設置し、広域的・専門的な相談支援に対応しています。

■本計画における地域福祉活動の3つの圏域

生活圏域	第1次圏域		第2次圏域	第3次圏域
	町会圏域	小学校区	中学校区	市域
相談支援機関	民生委員・児童委員	校区委員会 保護司	地域型包括支援センター 第2層生活支援コーディネーター	市役所各課相談窓口 基幹型包括支援センター 第1層生活支援コーディネーター 民生委員児童委員協議会 保護司会
地域福祉活動	町会・自治会 支部福祉委員会 各種団体	地区福祉委員会		町会連合会 社会福祉協議会 各種団体連合会

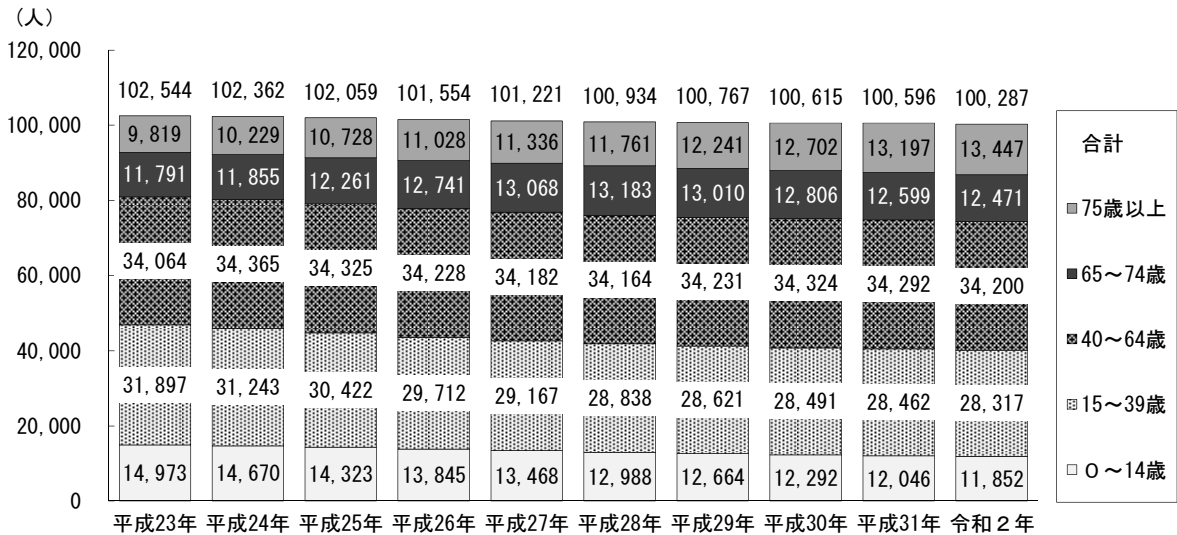
第2章 泉佐野市を取り巻く現状

1. 人口や世帯の状況

(1) 年齢別人口の推移

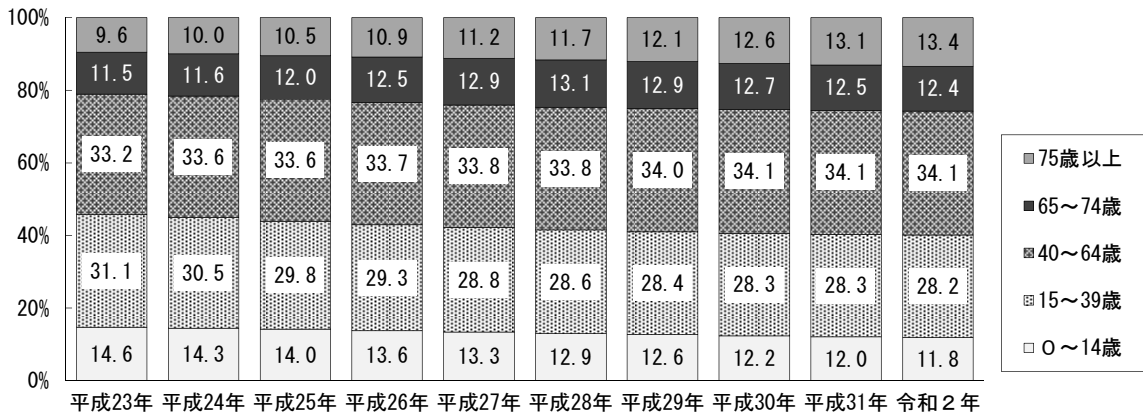
本市の人口は緩やかな減少傾向となっています。年齢段階別にみると、0～14歳と15～39歳の人口は減少傾向、40～64歳と65～74歳児の人口は横ばい、75歳以上人口が増加傾向となっています。年齢別人口割合の推移をみても同様の傾向で、39歳以下の割合が減少傾向、75歳以上の割合が増加傾向となっています。

■年齢5区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

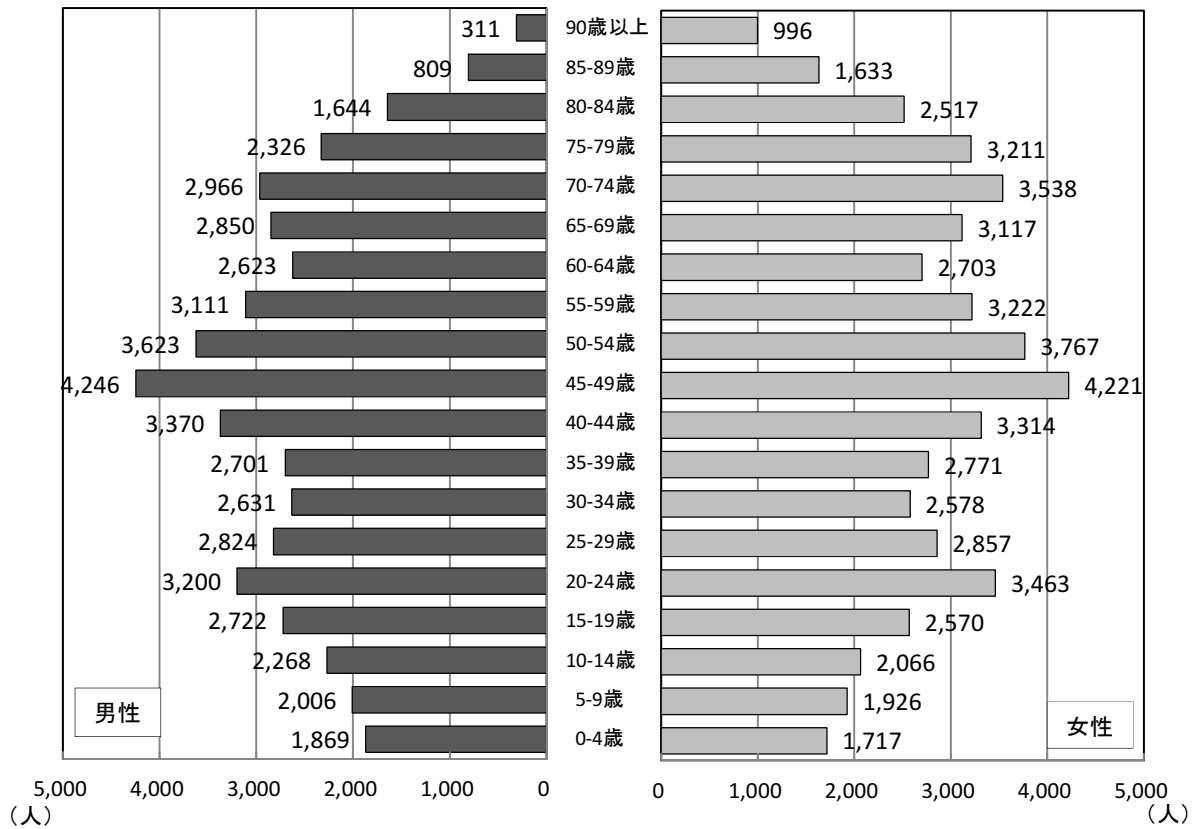
■年齢5区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

本市の人口の年齢別構成をみると、男女とも45～49歳のいわゆる「団塊ジュニア世代」が最も多くなっています。一方で、30歳代が少なく、14歳以下の子ども世代は、下の年齢ほど人口が少なくなっており、近年子育て世帯が減少していることがうかがえます。

■人口ピラミッド（令和2年3月末時点）

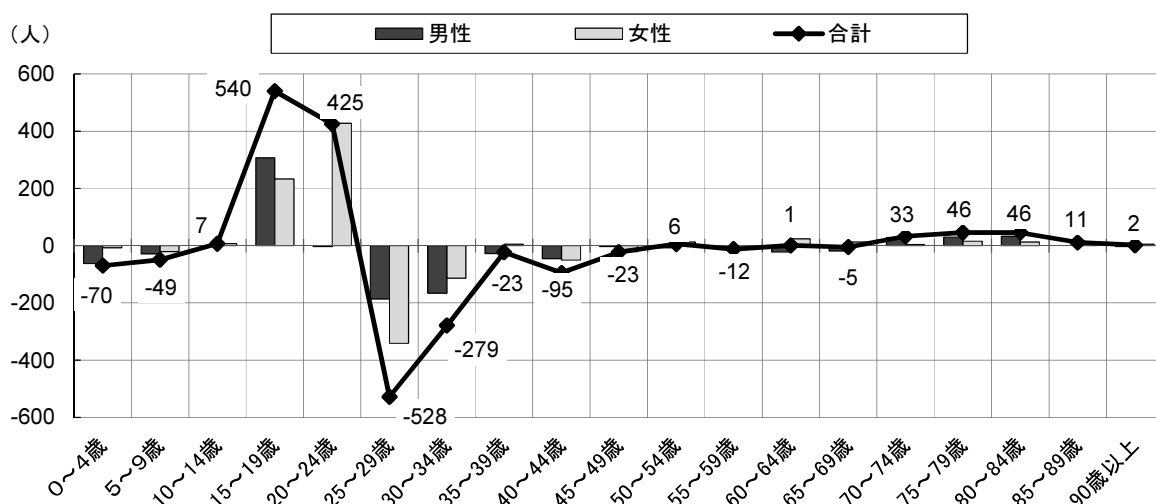


資料：住民基本台帳

(2) 社会移動の状況

近年の人口の社会移動（転入・転出）の状況について、直近の5年間の年齢別転入超過数（転入数から転出数を引いた数）を年齢別にみると、本市では15歳から24歳の転入超過が大きいが一方、25歳から34歳の転出超過が大きく、進学等による転入と就職・結婚等による転出が多いことがうかがえます。また近年では10歳以下と30歳代から40歳代で転出超過となっており、子育て世代の転出が多くなっていることがうかがえます。

■平成27年～令和元年の年齢別転入超過数（累計）

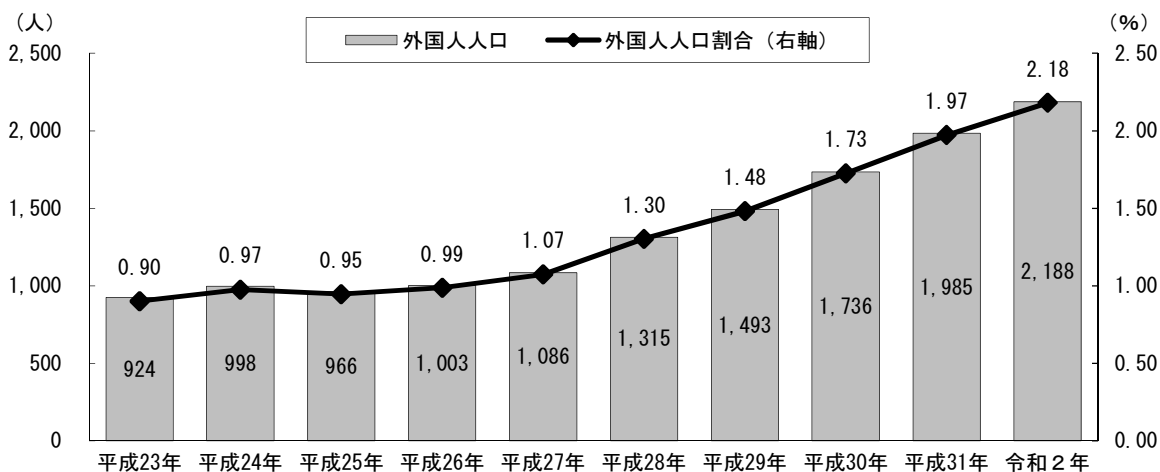


資料：住民基本台帳人口移動報告

(3) 外国人住民の推移

本市の外国人住民の人口は、平成27(2015)年以降増加の速度が増しており、令和2(2020)年には2,188人で人口の2%を超えています。

■外国人登録者数の推移

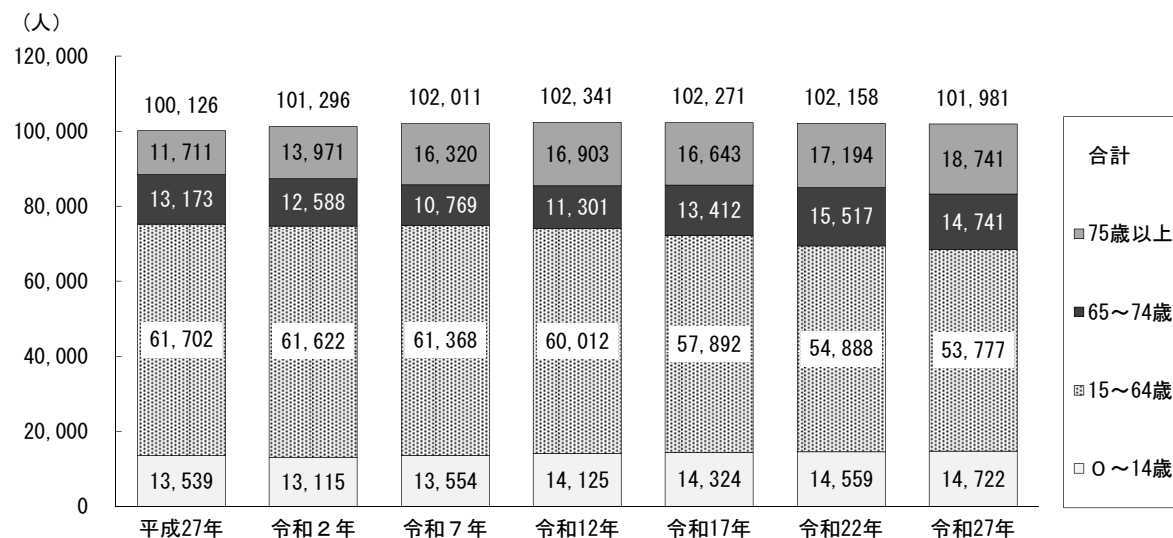


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

(4) 人口の将来展望

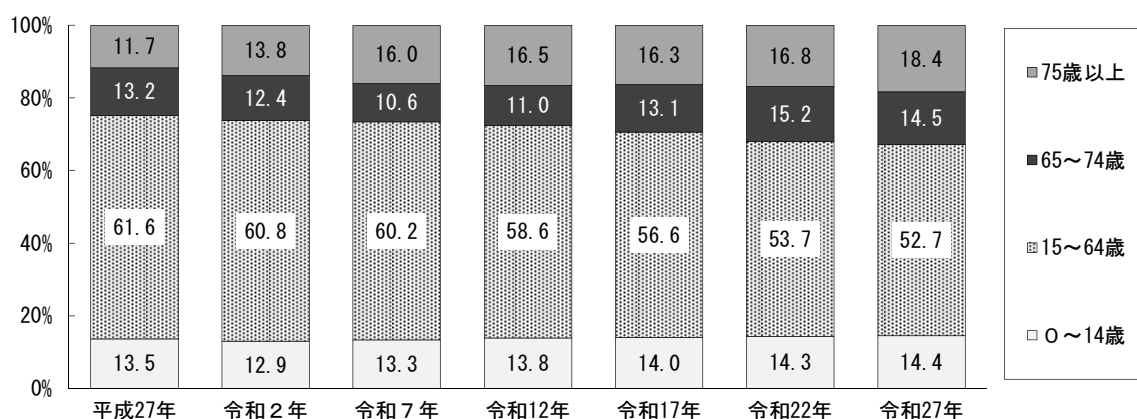
出生率の改善と社会増減の均衡を見込んだ本市の将来推計人口においても、64歳以下の人口の減少と75歳以上の人口の増加が見込まれており、人口に占める65歳以上人口の割合も年々増加する見通しとなっています。今後、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

■年齢4区分別推計人口の推移（令和2年以降が推計値）



資料：泉佐野市人口ビジョン

■年齢4区分別推計人口割合の推移（令和2年以降が推計値）



資料：泉佐野市人口ビジョン

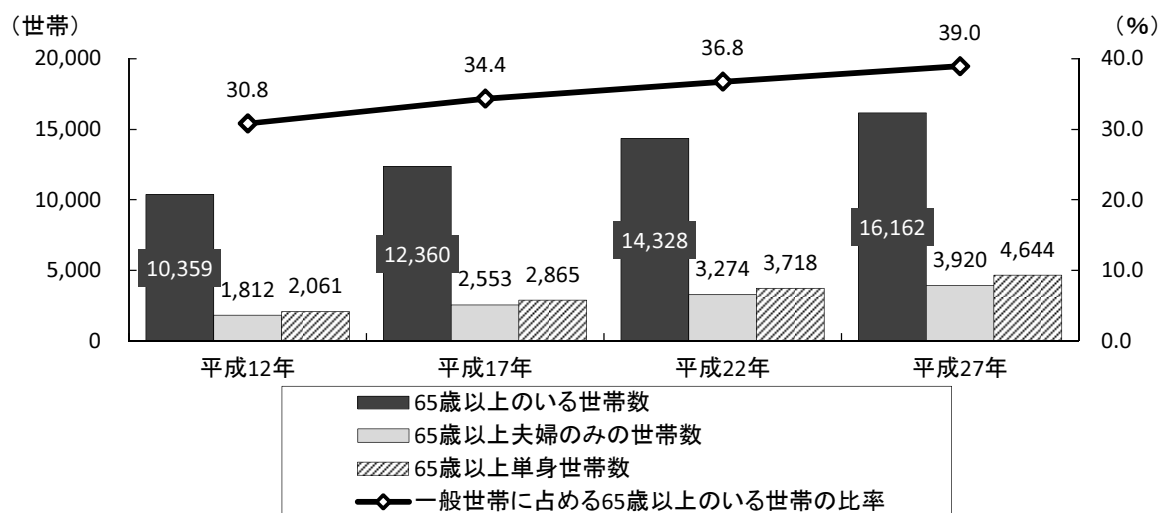
※推計人口は国勢調査に基づく人口のため、平成27（2015）年の人口は前ページの住民基本台帳人口とはやや異なっています。

2. 支援を必要とする人の状況（高齢者・障害者・生活保護等）

（1）高齢者世帯の推移

人口の高齢化を反映して、65歳以上の高齢者のいる世帯数は増加傾向となっており、高齢者夫婦のみの世帯や高齢者単身世帯数も増加が続いています。

■高齢者世帯数の推移

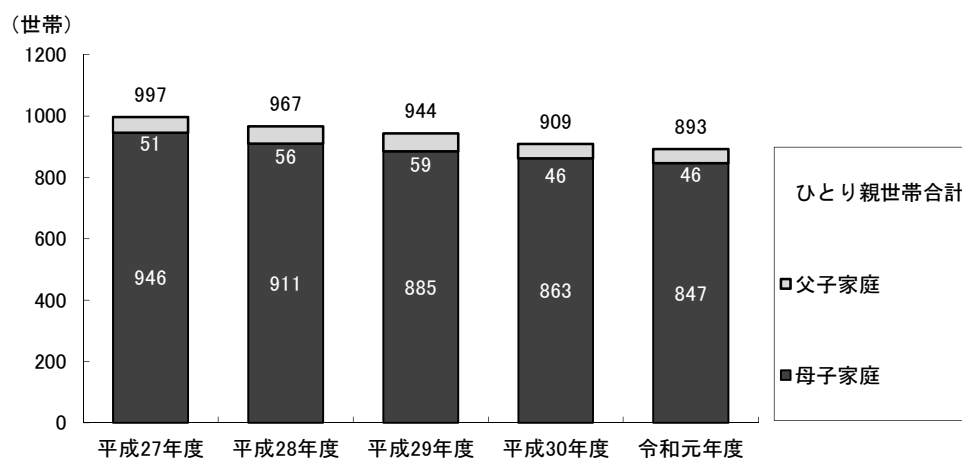


資料：国勢調査

（2）ひとり親世帯数の推移

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯数は、減少傾向となっています。この間、子ども数も減少しているため、子育て世帯に占めるひとり親世帯の割合は、ほぼ変わらず推移していると考えられます。

■ひとり親世帯数の推移（児童扶養手当受給世帯のみ）

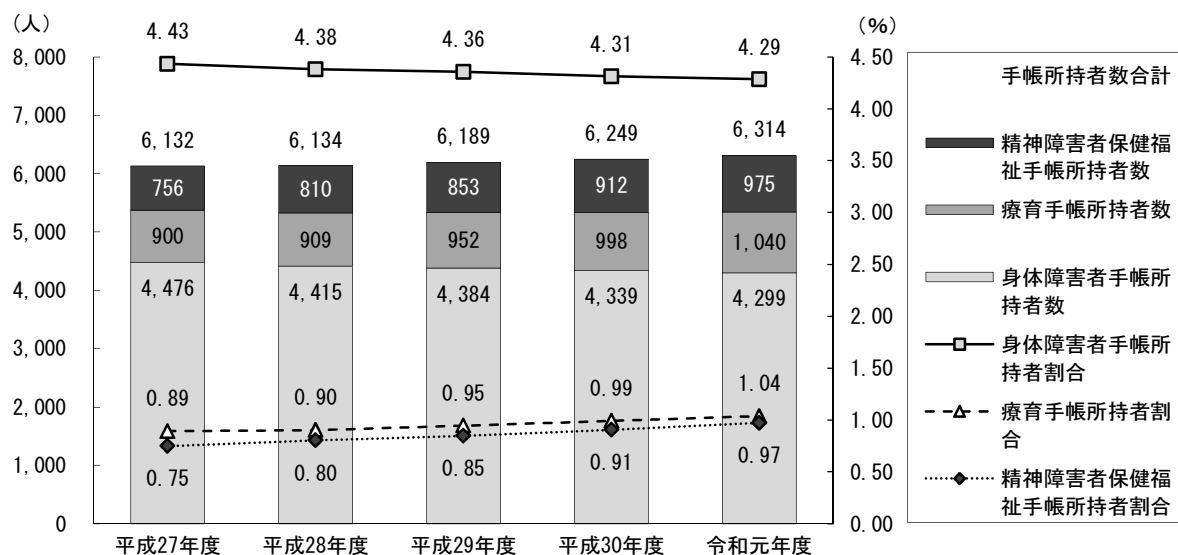


資料：子育て支援課（各年度末時点）

(3) 障害者数の推移

身体障害者手帳所持者数は減少傾向ですが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加が続いており、人口に占める割合も上昇傾向となっています。

■ 障害者手帳所持者数

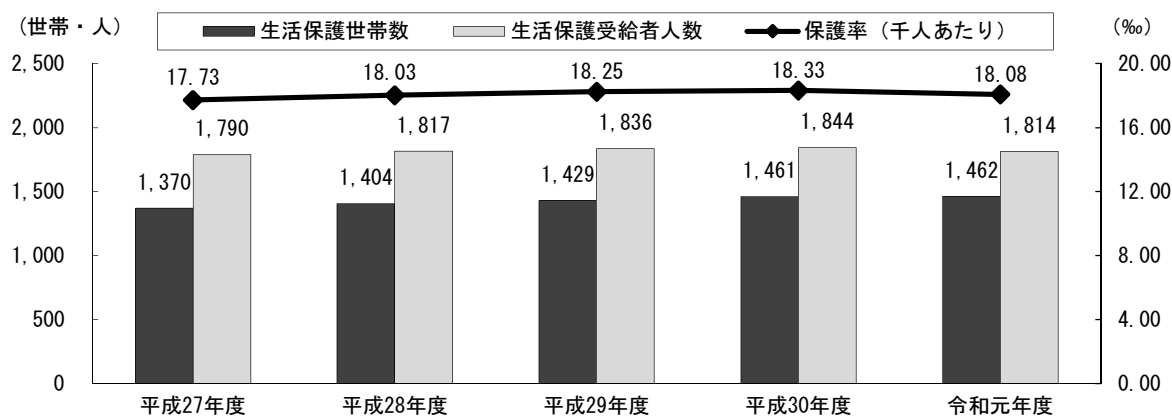


資料：地域共生推進課（各年度末時点）

(4) 生活保護受給者数

生活保護世帯数はやや増加傾向となっています。生活保護受給者人数と人口千人あたりの生活保護受給者数（保護率）はほぼ横ばいで推移しています。

■ 生活保護受給者数

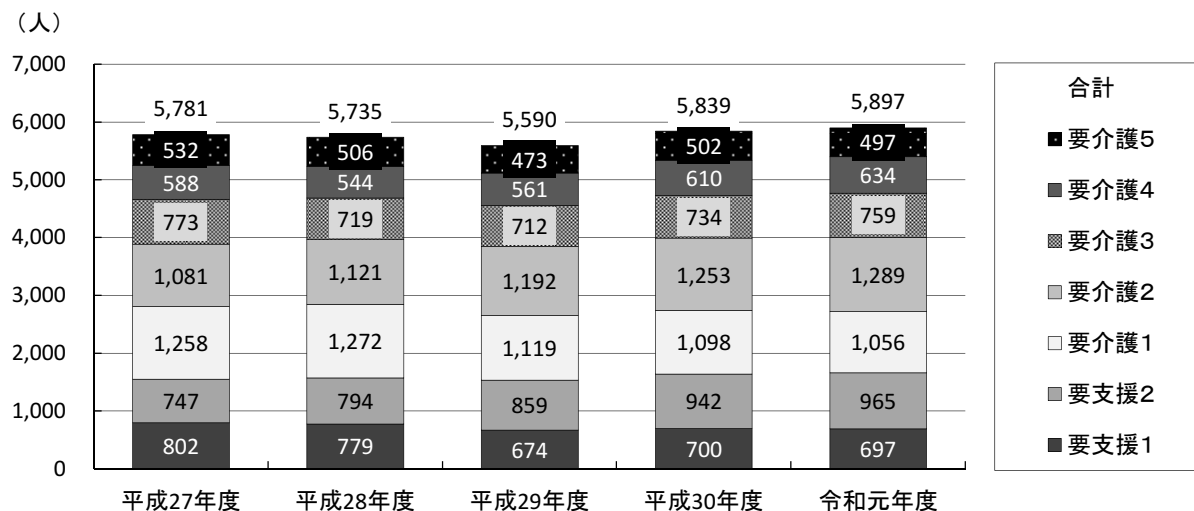


資料：生活福祉課（各年度末時点）

(5) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は若干の増加傾向で推移しています。今後、75歳以上人口のさらなる増加が見込まれることから、認定者数は増加していくことが見込まれます。

■要支援・要介護認定者数の推移

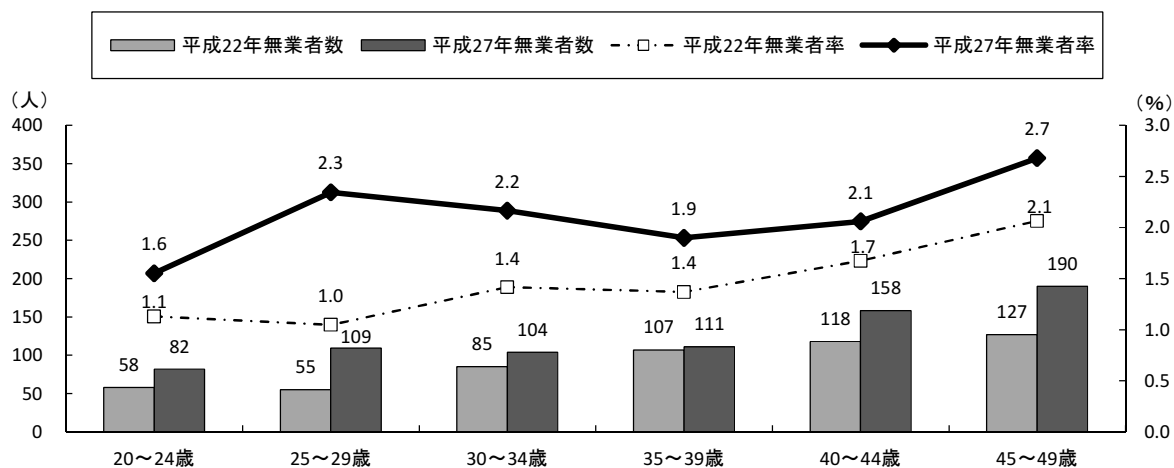


資料：介護保険事業状況報告

(6) 無業者数

非労働力人口（就業・休業・求職をしていない人）のうち、家事も通学もしていない無業者数については、ニートやひきこもりとなる恐れが指摘されていますが、近年その人数や人口に占める割合は増加傾向となっています。

■無業者数



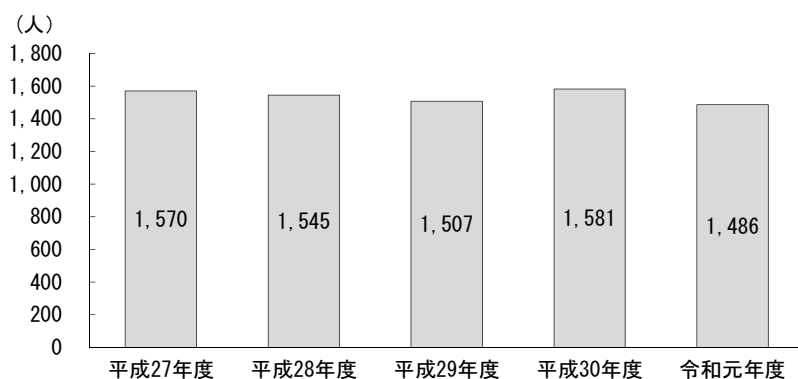
資料：国勢調査

3. 地域福祉活動の状況

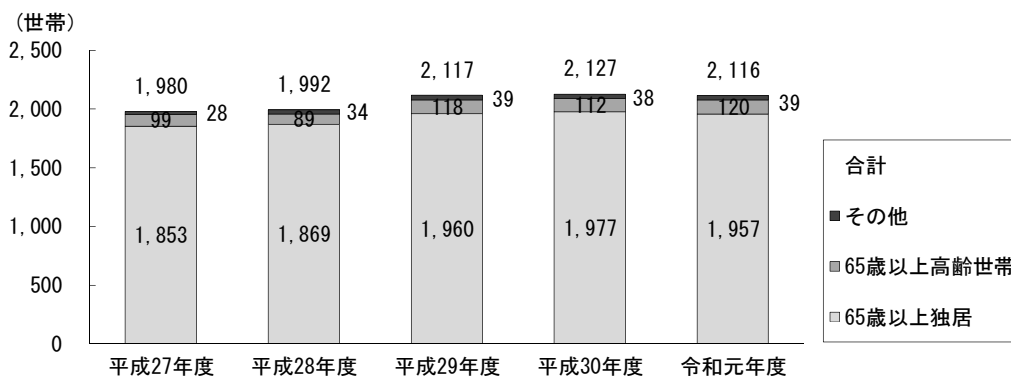
地区福祉委員会は、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざして、町会・自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、小学校などの様々な団体が集まって構成される団体で、市内14地区すべてで結成され、活動に取り組んでいます。

登録協力員数は令和元（2019）年度にはやや減少していますが、個別訪問活動ネット対象世帯数は増加が続いており、グループ支援活動開催数も大きく増加しており、活動が活発化しています。

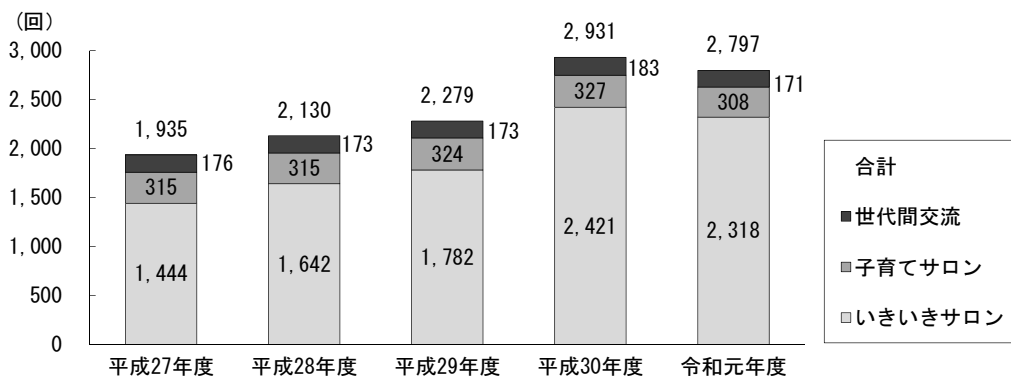
■地区福祉委員会の登録協力員数



■個別訪問活動ネット対象世帯数



■グループ支援活動開催数



4. アンケート調査等の結果

本計画の策定にあたり実施した、アンケート調査結果、ヒアリング調査結果、「地域の暮らしを話す会」の主な内容をまとめます。これらの結果については、本計画策定の基礎資料とし、ここから得られた示唆については、具体的な取り組みとして後述の基本目標に基づく取り組みに反映していきます。

(1) アンケート調査結果の概要

住民・保護者アンケート・子どもを対象としたアンケート調査の結果から、本市の課題として以下の点を示すことができます。

①地域活動への参加について

町会・自治会に入っているかどうかについて、住民アンケートでは、「入っている」という回答は69.8%で、前回調査より10.3ポイント低くなっています。60歳代では「入っている」が86.1%、70歳代では83.7%と高くなっていますが、40歳代では53.2%、30歳代では45.9%と若い世代ほど加入率が低くなっています。

保護者アンケートでも、町会・自治会については「入っている」は67.1%で、前回調査から4.1ポイントの低下にとどまっていますが、ここでもやはり加入率が低下しています。また、子ども会については「入っている」が31.2%で、前回調査から16.7ポイントと大幅に減少しています。同様に、町内会や子ども会、地区福祉委員会の行事への参加経験についても、「ある」が54.6%で、前回調査より11.8ポイント低くなっています。

町内会や子ども会、地区福祉委員会の行事への参加経験については、子どもアンケート調査でも、「よく参加している」が20.6%で、前回調査より7.5ポイント低下しており、「ほとんど参加していない」、「参加したことがない」が増加しています。

このように、地域の基礎的な住民組織への加入率が年々下がっている状況が示されており、地域の活動への参加についても同様に低下していることがうかがえる結果となっています。こうした状況に歯止めをかけ、特に30歳代から40歳代の地域活動への参加を促進することが、地域福祉活動の活性化においても重要な課題となります。

②近所づきあいについて

ご近所との関係について、住民アンケートでは「お互いの家を訪問し合う人がいる」は21.5%で、前回調査より19.6ポイント低くなっています。一方で「あいさつ程度をする人がいる」は35.5%で、前回調査より19.1ポイント高くなっています。年齢別にみても、若い世代ほど「お互いの家を訪問し合う人がいる」、「道で会うと話をする人がいる」が少なく、「あいさつ程度をする人がいる」が多くなっています。保護者アンケートでも同様に、「お互いの家を訪問し合う人がいる」が22.9%で、前回調査より11.2ポイント低下し、「あいさつ程度をする人がいる」が30.2%で、前回調査より7.8ポイント増加しており、近所づきあいがより簡素になってきている状況が

示されています。

ご近所同士で困った時の助け合いはできていると思うかどうかについては、住民アンケートでは「思う」が38.5%で、前回調査より12.2ポイント低下しており、保護者アンケートでも「思う」が41.7%で、前回調査より6.7ポイント低下しています。

ご近所で困っている世帯があった場合にできることについては、保護者アンケートでは大きな変化はありませんが、住民アンケートでは全体的に回答率が減少しています。

また、子どもアンケートでも、近所の人とあいさつをしているかどうかについて、「よくしている」が45.5%で前回調査より4.8ポイント低下し、「ほとんどしていない」が9.4%で前回調査より4.7ポイント増加しています。家族や学校の友達以外の近所の人とよく話したりするかどうかも、「よく話している」が15.3%で、前回調査より12.3ポイント低下し、「まったく話さない」が17.0%で前回調査より8.0ポイント増加しています。ここでも近所づきあいの希薄化が進行していることがうかがえる結果となっています。

近所づきあいについてはいずれの調査項目についても簡素化、希薄化の傾向が示されており、地域における日常的なつながりや助け合いの基盤が弱体化していることがうかがえます。価値観の多様化や防犯意識・個人情報保護意識の高まり等、様々な要因が考えられますが、地域福祉活動の活性化に向け、地域に新しいつながりをつくり出していくことが求められます。

③社会福祉に関する情報発信について

社会福祉協議会について、住民アンケートでは「活動内容を知っている」が15.8%、「名称だけを知っている」が42.4%となっており、保護者アンケートでは「活動内容を知っている」が9.8%、「名称だけを知っている」が47.1%となっています。住民アンケートの回答を年齢別にみると、「活動内容を知っている」は60歳代、70歳代では2割を超えているのに対し、30歳代6.6%、40歳代12.8%、50歳代12.2%と低くなっています。地域福祉活動の中核となる社会福祉協議会の活動についての認知は、特に高齢者以外の世代においては未だ十分とは言えない状況です。

CSW（コミュニティソーシャルワーカー）についても、住民アンケートでは「活動内容を知っている」が4.5%、「名称だけを知っている」が28.9%となっており、保護者アンケートでは「活動内容を知っている」が4.9%、「名称だけを知っている」が31.2%となっており、あまり認知されていない状況がうかがえます。

一方、ユニバーサルデザインについては、住民アンケートでは「どんなものが説明できる」が16.8%で、前回調査を7.5ポイント上回っており、20歳代以下では39.2%に達するなど、若い世代を中心に認知が広がっている状況が示されています。

福祉や暮らしに関する情報の入手先については、全体では「テレビ」や「市報」という回答が多い一方、「社協だより」が60歳以上で2割前後あるのに対し、50歳代以下では少なく、「ホームページ、ブログなど」が50歳代以下では2割前後あるのに対し、60歳以上では少なくなるなど、世代間の違いも浮き彫りになっています。こうした状況が社会福祉に関する知識にも影響していると考えられ、効果的な情報発信の手法について、引き続き検討が求められます。

④支援を必要とする人との関わりについて

直近の1年以内に障害のある人と一緒に行動をしたことがあるかどうかについては、住民アンケートでは「ない」が68.4%となっています。いずれの年代も「ない」が過半数ですが、60歳代以上では7割を超えており、比較的若い世代の方が何らかの形で障害のある人との関わりがあることが示されています。前回調査とは質問の形式が異なりますが、「ない」は4.3ポイント低下しています。保護者アンケートでの同じ質問では、「ない」は63.7%で、前回調査より16.7ポイント低下しています。平成26(2014)年の障害者権利条約の批准や、平成28(2016)年の障害者差別解消法の施行は、参加のための障壁を除去・軽減し、障害の有無にかかわらず共に生きる地域社会づくりを推進していくことを求めるものとなっています。本市においては一定の取り組みの成果がみられますが、引き続き参加と交流を促進していくことが課題となります。

一方、犯罪をした人の立ち直りに関しては、「犯罪をした人への支援は国や地方公共団体が行うべきだ」が29.0%で最も高い一方、「犯罪をした人と関わりたくない」が27.6%、「自分や家族の身に何か起きないか不安なため支援できない」が26.0%となっています。保護者アンケートでも「自分や家族の身に何か起きないか不安なため支援できない」が36.6%で最も高くなっており、支援に消極的な意識も少なくない状況です。地域福祉として取り組んでいく上では、こうした住民の意識にも対応した取り組みや情報発信が課題となります。

(2) ヒアリング調査結果の概要

①各支援機関で支援困難ととらえている事例の傾向と特徴

ヒアリングを行った各支援機関は、本市内で社会的援護が必要な方々を様々な法律や制度・事業に基づいて相談・支援を行っている機関となります。定型の支援メニューを提供する申請窓口ではなく、個々人の事情をきいた上で、利用できる関係制度の紹介や面談を通じた心理面の支援などを行っている相談支援機関です。

それらの支援機関が、自機関では対応が難しかった事例をきくことで、「制度の狭間」の課題や、地域福祉課題、本市内での各相談支援機関の連携状況を把握することをめざしました。結果を大まかに分類したものが下記です。

《ヒアリング結果》

A) 世帯内で複数の福祉課題が発生し、支援者間の調整が必要な事例

- (ア) 児童虐待とDV(夫婦間暴力)が同時発生している事例。
- (イ) 保護者に障害があり、子育てに支援が必要な事例。

B) 障害受容ができていない・生活課題の自覚がない事例

- (ア) 発達の遅れがあると思われるが、保護者が発達の遅れを認めたくない方。
- (イ) 本人は困っていないが、本人の家族を支援している機関(学校や介護事業所など)が「問題だ」と考え、支援を依頼してきたケース。何度か訪問するが、本人には「困っていることはない」と拒否されてしまう。

C) 家計の自己管理が困難な方

- (ア) CW(ケースワーカー)の目からみて支援が必要な生活状況になっていても本人が受け入れを拒否する場合、現行制度ではそれ以上に介入ができず、対応に苦慮している。
- (イ) 本人が認知症等で管理能力がなくなってもタイムリーに成年後見人等をつけることが体制的に難しい。
- (ウ) 薬物依存症患者(あるいは、危険薬物使用者)、ギャンブル依存症患者。お金を使ってしまったことで相談にこられても、本人に依存症自体の治療をする意欲がなく、課題解決につながらない。
- (エ) 依存症を治療する意思がないと支援につながらない。

D) 外国にルーツを持つ家族

- (ア) 日本語での支援・指導等が伝わりにくい方の場合、言語面での課題なのか、知的・精神面での課題があるのかの判別が難しい。
- (イ) 日本の福祉施策等の案内が行き届いておらず、健診を受けたことがなかった。
- (ウ) 本人と意思疎通が行える言語を使える介護職の確保が困難。

E) 触法者・刑余者等への支援

- (ア) 触法行為を行った認知症高齢者が拘置所出所後、適切な医療につなげる支援。独りで家に戻っても生活ができないことから、出所後、自宅に戻らず支援を受けて暮らせるように調整をする必要があったが、今後の見通しについて検察から直接情報を得ることができず、検察(裁判)の都合にふりまわされる形になった。国選弁護士と早期につながる必要がある。
- (イ) 見えるところに刺青がある方、窃盗依存症の方などは、受け入れ可能な支援施設が限定される。

F) その他必要な支援(環境整備)の利用が困難な事例

- (ア) 化学物質過敏症の方。
- (イ) タクシー利用が困難な経済状況にある移動支援が必要な方。
- (ウ) 居住地と住民票が一致していない妊婦。

②各支援機関が考える地域課題等

事例に合わせて、各相談支援機関から地域福祉計画等で検討してほしい地域福祉課題についても聞き取りを行いました。下記は、各機関が感じている地域福祉課題について、事務局で統合・整理を行ったものです。

《ヒアリング結果》

A) 移動支援について

- (ア) 地域によっては、移動手段に困る場合が多い。相談者の状況によっては一人で外出や移動が難しいケースも多く、制度で活用しにくい相談者もいるため移動支援に難しさを感じている。

B) 支援が届かない世帯について

- (ア) 障害者手帳を持っていないが、知的あるいは精神的には一人で生活していくのは難しい人がいる。そういった人たちは支援の施策が届かない(キャッシュレス決済のポイント還元目当てにクレ

ジットカードを作成したのがきっかけで、借金が膨らみ生活破綻するなど)。

(イ) 化学物質過敏症や触法障害者、社会的ひきこもりの方など、支援機関にその人の生きづらさを理解してもらえないことにより、支援が届かない事例もある。

C) 地域福祉活動に関して

(ア) 若い人は福祉委員会や民生委員が何をしてくれているのか知らない(町会未加入の人が家の前に街灯がないと訴えていたり)。もっと知ってほしいと思う。

(イ) 宗教上の理由により行事に参加できず、地域のコミュニティに入りづらい世帯もある。

D) 連携の仕組みづくり

(ア) ケアラー(※子育て世帯における保護者、介護世帯における介護者等)への支援

- 家庭環境・虐待・貧困の連鎖がおこっている家庭への支援。

不適切な養育環境で育った人たちは子どもができて、養育のしかたがわからない。本人の自己決定が大事とはいえ、本人が決定できる選択肢の中に、適切な選択肢がない環境で人生を送ってきた方への支援が課題ではないか。

- 育児と介護を同時に行っている方(ダブルケアラー)への支援

(イ) 緊急で支援が必要な事例において、公的支援のみでは間に合わないことも多い。フードバンクや生活困窮者レスキュー事業などの民間福祉活動と相談支援機関の連携が重要。

(ウ) 法曹分野と福祉分野の連携

- 釈放後の生活を見据えた勾留中からの情報共有・支援方針の検討体制
- 留置所・拘置所から出所してきて居場所がない人が駆け込みでこられることもあるが、事前に情報共有や支援方針を検討し、受け入れ先の調整をできる方が望ましいと思う。

(エ) 労働分野と福祉分野の連携

- 就労だけを目標とされると難しい方がいる。まずは「生活の見通しをたてる」支援を行い、その中に「働くこと」がどの程度含まれているのかを整理していくような支援が必要だという理解を政策に対して伝えていきたい。そのためにも、成功事例をみんなでつくっていききたい。

(オ) 問題解決のためには色々な視点が必要。現場で、様々な専門性を寄せ集めることができるとよいのではないかと(連携のプラットフォームをつくる)。

E) 体制整備をはじめとした、行政の役割

(ア) 多様な価値観を持つ要支援者との価値観のギャップを受け止めること・距離の取り方など、制度の狭間といわれる方への支援は、経験を積み重ねないと支援は難しい。そのため、ベテランの相談員を配置できる体制確保が重要。

(イ) 金銭管理の支援が必要な人への支援の供給量(日常生活自立支援事業の体制)が不足している。

(ウ) 行政においても国の示す人員基準を満たせていない・欠員状態の支援機関がある。

(エ) 相談支援業務は様々な機関・団体が行っているが、やはり行政が持っている権限や責任は大きい。委託業務においても、すべてを委託先に任せるのではなく、行政機関として前面に出る場面も必要だと思う。

(3)「地域の暮らしを話す会」の主な内容

地区別に実施された「地域の暮らしを話す会」では、前年に引き続き「災害」「防災」をテーマに取り上げた地区や、改めて自分たちの活動内容を振り返る話し合いをした地区がある中で、令和元（2019）年度の特徴として、「担い手」をテーマとし、自分たちの地域の5年後、10年後を考え、活動を継続していくためにいかに人材を発掘するか、育成していくかについて話し合われた地区がいくつかありました。小地域ネットワーク活動がスタートして20年以上が経過し、若い世代へ活動をどうつないでいくかが課題です。

■令和元年度の話し合いテーマの一覧

地区	テーマ
日新	福祉の担い手について
佐野台	地域住民のつながりと支え合い～みんなで万事に備えよう～
北中	防災について考える
三小	地域の絆づくり登録制度って何だろう？
末広	災害から普段の小ネットの取り組みを振り返ろう
一小	担い手の発掘・育成について
長滝	長滝地区福祉委員会の小ネット活動の対象者の見直しについて
上之郷	安心して暮らせる地域の支え合い
大土	住民が集う場づくりについて
長坂	南海トラフ巨大地震に備えて
日根野	支部活動の振り返りから自分たちができることを考えよう
南中	福祉委員会主催の活動について振り返ろう！
中央	暮らす地域で想うこと
二小	他地域の取り組みを知り、小ざくらネットの活動に活かせることや課題を考えよう

5. 第2次計画の進捗状況

平成 27（2015）年度から令和 2（2020）年度を計画期間とする「第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」について、成果目標と活動指標に基づき、その進捗状況を基本目標ごとにまとめました。

（1）基本目標1：みんなで「参加」しよう

成果目標である近所づきあいや地域の行事への参加の状況については、地域の人間関係の簡素化・希薄化が進行していることがうかがえる結果となっており、目標に逆行する動向となっています。活動指標においては、地域活動の周知や小地域ネットワーク活動の充実等、取り組みを充実していますが、地域のつながりに対する住民の意識を大きく転換させるには至っていない状況です。



こうした動向を踏まえて、地域における新しいつながりや活動をどのようにつくっていくか、検討が求められます。

成果目標					
	H25 実績	H29 目標	H29 実績	R1実績	R2目標
アンケート調査におけるご近所づきあいの程度で、「道で会うと話をする」「お互いの家を訪問し合う人がいる」の割合	79%	80%	75%	54.6%	85%
アンケート調査における地域の行事に参加したことがある人の割合	67%	70%	79%	54.6%	75%
子どもアンケートにおける家族以外の人と話をする割合	27.8%	30%	22.8%	15.3%	35%
アンケートにおける障害のある人と一緒に行動した経験のある人の割合	20.3%	25%	24.3%	31.8%	30%
活動指標					
指標値が計画策定時の実績を上回り目標の達成が見込まれる指標	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域で取り組まれている見守り・あいさつ運動の各種広報紙への掲載回数 ・小地域ネットワーク活動のグループ支援活動延べ参加者数 ・健康マイレージ活動対象事業数（定例開催分） 				
指標値が計画策定時の実績を上回っているが目標の達成は困難な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・社協ブログへのイベント情報掲載回数 				
指標値が計画策定時の実績を下回っている指標	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会加入率 ・生涯学習センター・公民館・市民交流センター・福祉センターの登録クラブ数 				

(2) 基本目標2：みんなで「支え合い」のまちをつくろう

成果目標、活動指標とも、行政・社会福祉協議会を中心とする施策・事業面での取り組みについては充実が図られてきました。一方で、住民のボランティアや地域活動への参加に関する指標については、ボランティア活動者数では計画策定時より増加はしているものの目標を下回り、民生委員・児童委員充足率、一斉パトロール運動への参加者数で計画策定時の実績を下回って推移しています。施策・事業面での取り組みの充実が、住民の積極的な参加に十分つなげられていないことがうかがえる状況です。



今後、少子高齢化のさらなる進行や人口減少が予想されており、より効果的な取り組みの充実が課題となります。

成果目標					
	H25 実績	H29 目標	H29 実績	R 1 実績	R 2 目標
社会資源マップの作成地区数	—	2 地区	4 地区	5 地区	5 地区
ボランティア活動者数（ボランティア保険加入者）	2,294 人	2,500 人	2,341 人	2,395 人	2,700 人
地域の絆づくり登録制度 同意登録者の個別計画作成割合	—	50%	9.9%	8.6%	75%
活動指標					
指標値が計画策定時の実績を上回り目標の達成が見込まれる指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講師登録制度登録講師数 ・福祉教育を実施している小中学校数 ・福祉避難所の指定箇所数 ・小地域ネットワーク活動の見守り対象ネット数 ・コミュニティバス年間利用者数 				
指標値が計画策定時の実績を上回っているが目標の達成は困難な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源マップづくりをテーマとしたワークショップの開催数 ・高校生・大学生のボランティア養成人数 ・市民公益活動団体情報サイト登録団体数 ・地域の絆づくり登録制度同意登録者数 				
指標値が計画策定時の実績を下回っている指標	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員充足率 ・一斉パトロール運動への参加者数 				

(3) 基本目標3：みんなの顔が「つながるしくみ」をつくろう

各種の相談事業については取り組みの充実が図られ、支援機能の拡充につながっています。成果指標であるCSWの認知度についても、平成29（2017）年度より低下していますが、計画策定時より上昇しており、取り組みの充実がある程度は住民の認知につながっているとと言えます。



必要な人に必要な支援が届く仕組みづくりに向け、引き続き施策・事業の充実と、周知のための取り組みの強化が求められます。

成果目標					
	H25 実績	H29 目標	H29 実績	R 1 実績	R 2 目標
CSWの認知度	24.2%	35%	50.2%	34.5%	50%
障害福祉計画における障害福祉サービス利用者の満足度(全体から「不満」「わからない・不明・無回答」を除く合計)	34.9%	50%	80.6%	62.3%	70%
活動指標					
指標値が計画策定時の実績を上回り目標の達成が見込まれる指標	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワークによる見守りネット数 ・専門機関によるケース検討会議開催数（基幹相談） ・CSWの相談件数 ・基幹相談支援センター相談件数 ・虐待相談実件数（子ども） ・ケアマネ連絡会開催回数（連絡会主催事業含む） 				
指標値が計画策定時の実績を上回っているが目標の達成は困難な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・専門機関によるケース検討会議開催数（CSW） ・地域包括支援センター相談件数 ・生活困窮者相談件数 ・日常生活自立支援事業新規契約件数 ・成年後見制度利用支援事業による成年後見審判申立件数 ・市民後見人バンク登録者数 ・虐待相談実件数（高齢者） ・虐待相談実件数（障害者） 				
指標値が計画策定時の実績を下回っている指標	<ul style="list-style-type: none"> ・専門機関によるケース検討会議開催数（地域包括） ・障害福祉サービス事業所連絡会開催回数 				

(4) 基本目標4：みんなで「地域の土壌づくり」をしよう

コミュニティカフェの参加者数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受けながらも順調に増加しており、地域の居場所としての重要性を増しつつあります。市民交流センターの利用者数は増加していますが、社会福祉センターの利用者数は減少しています。ユニバーサルデザインの認知度は10歳代、20歳代の若い世代を中心に高くなっており、小中学校と連携した取り組みが成果につながっていることがうかがえます。



こうした地域の資源を活用した事業の充実を図ることで、よりよい地域づくりを効果的に推進していくことにつながると考えられます。

成果目標					
	H25実績	H29目標	H29実績	R1実績	R2目標
ユニバーサルデザインの認知度	44.8%	55%	63.6%	52.1%	60%
コミュニティカフェ参加者数	4,629人	7,000人	6,958人	8,160人	7,500人
活動指標					
指標値が計画策定時の実績を上回り目標の達成が見込まれる指標	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における授業のユニバーサルデザインの取り組み率（「よくやった」の評価） ・コミュニティカフェ開催数 ・生涯学習センター・公民館の延べ利用者数 				
指標値が計画策定時の実績を上回っているが目標の達成は困難な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・市民交流センターの延べ利用者数 				
指標値が計画策定時の実績を下回っている指標	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題町別懇談会の実施率 ・社会福祉センターの延べ利用者数 				

6. 本市の課題等を踏まえた計画見直しの方向

(1) つながり支え合う地域づくりの充実

町会・自治会や子ども会など、地域の基礎的な組織への加入率の減少傾向が続いています。こうした傾向に歯止めをかけると同時に、従来型の組織とは異なる新しい地域をつながり豊かにしていくための活動も求められます。つながり支え合う関係づくりを、日常の生活の中から育てていくための取り組みの充実を図ります。

(2) 地域活動への参加の拡大

第2次計画の進捗状況を見ると、施策・事業の充実の一方で、それらが必ずしも地域の住民の参加に結びついていない状況がうかがえます。地域に参加・交流の場をつくり、誰もが参加しやすい活動づくりが引き続き求められます。支援する人材の確保や施策・事業に関する情報発信の強化等を含め、住民の地域活動への参加を広げる取り組みの充実を図ります。

(3) 必要な支援を受けながら自分らしく生きられる地域づくり

本市の高齢化は今後も進展することが見込まれており、地域で支援を必要とする人も引き続き増加が続くことが予想されます。また、誰も排除されることなく共に生きる地域社会をつくっていく上でも、支援を必要とする人への支援の確保や権利擁護の取り組みは引き続き重要な課題となります。また、平成29(2017)年の社会福祉法改正を受けた国のガイドラインにおいても、行政分野の枠を越えて必要な人に必要な支援を届けるための取り組みが地域福祉計画には求められています。誰もが自分らしく生きられる地域づくりについて、施策の充実を図ります。

(4) 重層的な支援体制の整備と地域課題解決のための仕組みづくり

必要な人に必要な支援を届けるためには、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進することが重要です。相談支援や参加の支援、地域づくりの支援等の取り組みを通じて、行政分野の枠を越えた重層的な支援体制の整備につなげていくと同時に、多様な地域課題を地域の資源を活用して解決していくための仕組みづくりが求められます。こうした課題に応える実効性のある施策・事業に重点的に取り組みます。

(5) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の役割の明確化

第2次計画では、地域福祉計画と地域福祉活動計画を分野別施策や活動指標を含めて一体的なものとして策定したことから、計画の進捗評価において相互の役割が不明確となる場面がありました。そこで本計画では、地域福祉計画と地域福祉活動計画について、章を分けて記載し、それぞれの役割や取り組みを明確に示す形式に改めます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野

本市の「第5次総合計画」における基本構想では、福祉・健康分野の基本方向を「すこやかで、ひとがつながり支え合うまちづくり」とし、地域福祉部門については「小地域ネットワーク活動などの地域活動を推進し、人と人がつながり、支え合う地域を共に創っていく地域共生社会の実現をめざします」という方向を示しています。

本市の地域福祉計画、地域福祉活動計画においては、これまでも年齢・性別・障害の有無等にかかわらず、すべての市民が地域で自分らしくいきいきと暮らせるよう、市民一人ひとりがつながり、市民・事業所・社協・市が地域の課題を共有し、解決に向けて協働するまちづくりをめざしてきました。この方向は総合計画においても共有され、これからも引き続き追求されるべき基本的な考え方となっています。また、感染症の流行や災害発生時等の非常時においても、大切にされるべき理念です。そこで本計画では、第2次計画の基本理念を引き継ぎ、「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち泉佐野」を基本理念として設定します。

2. 基本目標

基本理念である「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野」を実現するため、第2章で示した計画の見直しの方向を踏まえ、次の3つの基本目標を設定して、地域福祉計画・地域福祉活動計画に共通する取り組みの柱とします。

基本目標1：自分らしく生き、チャレンジできる地域をつくろう

一人ひとりの自立と挑戦を支え、安心して自分らしく生きることができる地域づくりに向け、総合的な相談支援や権利擁護の取り組み、自立を支える支援等、分野の枠を越えて必要な人に必要な支援を届ける施策・事業を推進します。

基本目標2：つながり支え合う地域をつくろう

地域における人と人との顔の見える関係づくりと、日頃からつながり支え合う地域づくりを進めるために、参加・交流の場づくりや支援を必要とする人を地域で支える取り組みを行います。

基本目標3：みんなで参加する地域をつくろう

地域活動や福祉活動への積極的な参加のための取り組みや、地域で活躍する人材の育成等、地域福祉活動の活性化に向け、住民参加の拡大に取り組みます。

3. 重点項目

これからの地域福祉においては、制度分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと、いきがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」をめざしていくことが求められます。基本理念の実現に向け、3つの基本目標に基づき実施する施策・事業の中で、特に本計画期間において「地域共生社会」の実現をめざしていく上で、重点的に取り組む分野として、次の2点の重点項目を設定します。

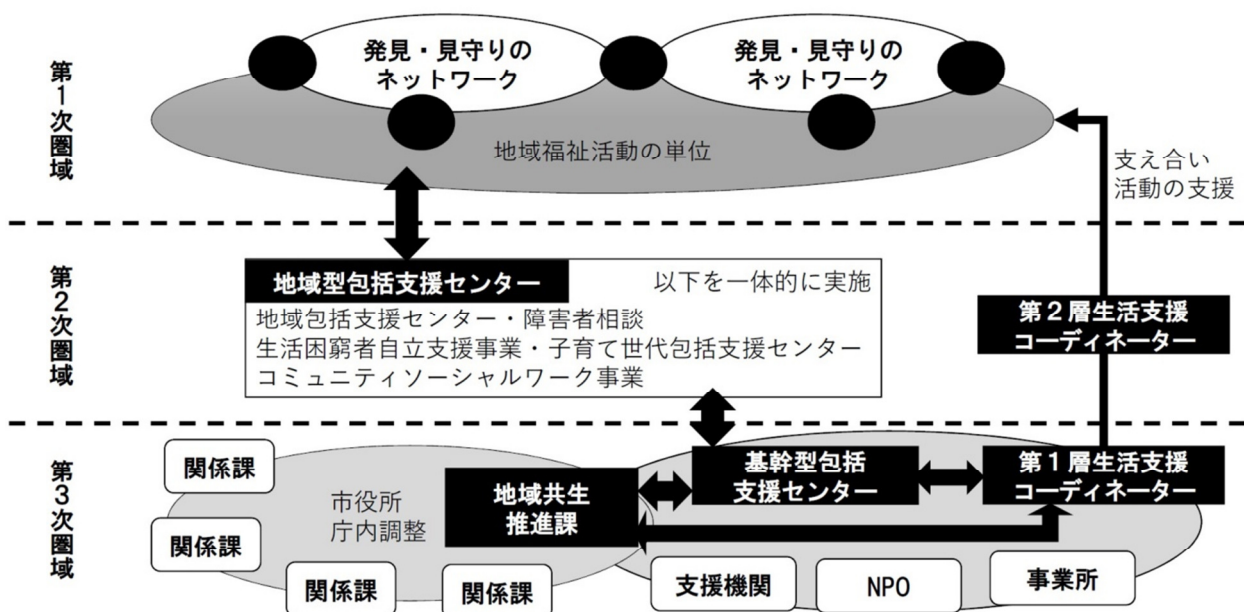
重点項目1：包括的支援体制の整備（丸ごと化）

複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向け、施策分野の枠を越えた、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援や、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する参加の支援、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すための地域づくりの支援等を行い、誰も排除されることのない包括的な支援体制の整備に取り組みます。

重点項目2：地域課題解決のための仕組みづくり（我が事化）

地域福祉施策・事業がより実効性のあるものとなり、地域で生きる様々な人の支えとなるよう、個人・世帯・地域における問題・課題の発見から、関係機関・団体における課題意識の共有、多様な主体の連携や地域資源の活用を通じた課題の解決までを見通すことのできる、地域課題解決のための仕組みづくりに取り組みます。

■包括的支援体制のイメージ図



第4章 地域福祉計画における施策の展開

第4章は地域福祉計画における施策の展開として、特に本市の行政が中心となって取り組む地域福祉に関する施策・事業について記載します。

実施にあたっては、第5章に示す地域福祉活動計画との連携・協働を図るものとし、また、行政だけでなく、地域住民、事業者、関係機関・団体等との連携した取り組みを行うものとします。

■施策体系

基本目標	施策分野	行政の取り組み
基本目標1 自分らしく生き、 チャレンジできる 地域をつくろう	(1)自立を支える支援の充実	①総合的な相談支援の充実 ②自立した生活に向けた支援の充実 ③生活困窮者の支援 ④適切な福祉サービス等の提供 ⑤再犯防止の取り組み《再犯防止推進計画》
	(2)人権尊重と権利擁護の取り組み	①成年後見制度の利用促進 《成年後見制度利用促進基本計画》 ②市民による後見活動の推進 《成年後見制度利用促進基本計画》 ③虐待防止対策の推進 ④福祉意識・協働意識の向上 ⑤人権教育・啓発の推進
	(3)誰もが安心して暮らせる地域づくり	①防犯・交通安全の推進 ②ユニバーサルデザインの推進 ③住みよい地域環境の整備（買い物支援・移動支援）
	(4)複合的課題を支援する相談支援機関のネットワーク推進	①包括的支援体制のための基盤整備
基本目標2 つながり支え合う 地域をつくろう	(1)交流の機会の充実	①多様な地域活動を通じた参加・交流の促進 ②住民主体の健康づくり活動の促進
	(2)地域で支え合う関係づくりの促進	①地域課題・地域資源の共有 ②地域における見守り・支え合い活動の推進
	(3)課題を抱える人を支えるネットワークの構築	①要援護者を支えるネットワーク ②同じ課題を抱える人のネットワーク ③セーフティネットのための地域包括ケア会議の設置
	(4)防災の推進	①日常的な防災の取り組みと災害発生時の対応 ②避難行動要支援者の支援体制の整備 ③福祉避難所の整備
基本目標3 みんなで参加する 地域をつくろう	(1)地域活動への参加の促進	①日常的な地域活動の充実 ②NPO・ボランティア活動への参加の促進
	(2)参加しやすい地域環境の整備	①情報提供・情報発信の充実 ②地域福祉の拠点づくり ③安定的な地域の自主財源の確保
	(3)地域活動の担い手となる人材の育成	①民生委員・児童委員活動の充実 ②福祉人材の育成・発掘

基本目標 1：自分らしく生き、チャレンジできる地域をつくろう

(1) 自立を支える支援の充実

現状と課題

- 住民ニーズの多様化・複雑化が課題となる中、介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する共生型サービス等の地域資源を有効活用しながら支援の質を高めていくことや、制度の狭間で取り残される人のないような取り組みが求められます。
- 多様な課題を抱えた人が、必要な支援を受けながら自立した生活を営めるよう、既存の福祉サービスの質を高めていくと同時に、関係機関が連携して総合的に対応できる体制づくりが求められています。
- アンケート調査では、障害のある人と一緒に行動をしたことのある人が増加している一方で、犯罪をした人の立ち直りに関しては、支援に関わることに消極的意見が多くなっています。様々な背景を有する人の自立支援について、市民の理解の促進も課題となります。

施策・事業の方向

様々な生活上の相談や地域の課題に対応できるよう、専門的な相談支援の質を高めるとともに、関係機関のネットワークにより、総合的・包括的な支援を行います。また、様々な背景を有する人の自立を支える取り組みの充実を図ります。

再犯防止の取り組みの推進に向け、本市におきましては本計画を再犯防止推進計画とし、関係機関や民間団体等と連携・協力していきます。

成果目標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
住民アンケート調査での地域包括支援センターの認知度	—	50%	80%

活動指標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
地域包括支援センター相談件数	5,942件	6,500件	7,000件
基幹相談支援センター相談件数	5,076件	5,500件	6,000件
生活困窮者新規相談受付件数	139件	192件	245件

①総合的な相談支援の充実

- 各種専門相談支援機関の認知度向上を図ります。【関係課】
- コミュニティソーシャルワーク事業の充実を図ります。【地域共生推進課】
- 各種相談支援機関の相互の連携・協力を充実させ、どのような相談にも連携して対応できる体制を整備します。また、対応が困難な事例や地域の課題について、関係機関の担当者が協議する場を設置し、総合的・包括的な相談支援の質の向上を図ります。【地域共生推進課・人権推進課・子育て支援課・関係課】
- 国が示した「隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取り組みも地域生活課題の一つとして考えられる」という方向性に沿って、市民交流センターなどの相談支援機関との連携に努めます。【地域共生推進課・人権推進課・関係課】

②自立した生活に向けた支援の充実

- 自立した生活の基盤となる就労の安定について、関係機関と連携して、支援が必要な人の就職・定着を支援する取り組みの充実を図ります。また、就労が難しい人の職業訓練の支援や、就労に替わる社会参加の場の確保に取り組みます。【地域共生推進課・関係課】
- 地域における生活の基盤となる、暮らしやすい住まいの確保について、生活や住宅に配慮を要する人の支援に、大阪府や事業者と連携して取り組みます。【関係課】
- 既存の制度やサービスだけでは解決できない課題に対応できる支援や仕組みづくりについて、関係機関・関係団体と連携しながら、検討するための場づくりを推進します。【地域共生推進課・関係課】

③生活困窮者の支援

- 相談者の生活困窮の状況を適切に把握し、個々に応じたサービスを提供できるよう、伴走型の支援を行っていきます。【地域共生推進課】
- 多様な生活課題を抱えた生活困窮者が、自立した生活を送ることができるよう、関係各機関と連携をとって、就労準備の支援や家計改善などの事業を活用した支援プランを実行していきます。【地域共生推進課】
- 幅広い関係部局による市内の連携を図るとともに、市関係機関以外の社会福祉法人やNPO、民間企業など幅広い関係者を巻き込んで、生活困窮者の自立を通じて地域の活性化につなげていきます。【地域共生推進課・関係課】
- 基幹型包括支援センター、地域型包括支援センターなど様々な専門機関等と連携し、生活困窮者の発見・支援に結び付けていけるネットワーク体制を構築します。【地域共生推進課・生活福祉課・関係課】

④適切な福祉サービス等の提供

○「広報いずみさの」やホームページを通じた情報発信、分野別のサービスガイドブックの作成等、あらゆる媒体を通じて福祉サービスに関する情報提供を行います。

【自治振興課・関係課】

○福祉サービスに関する勉強会などを地域で開催するための支援を行います。【地域共生推進課・関係課】

○介護保険サービス事業所や各種福祉サービス事業所におけるサービスの質の向上を図るとともに、事業所間の情報交換や交流、連携の支援を行います。【地域共生推進課・介護保険課】

○介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する共生型サービス等、地域の資源を有効活用しながら適切な支援が可能な仕組みづくりを進めます。【地域共生推進課・関係課】

⑤再犯防止の取り組み《再犯防止推進計画》

○関係機関や民間団体等と連携・協力しながら犯罪をした者等の立ち直りの支援に取り組みます。犯罪をした者等が地域において必要な支援を受けられるよう、保健医療・福祉関係機関及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携強化を図っていきます。

【地域共生推進課・関係課】

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら、非行の防止、いじめや不登校への対応等、相談支援体制の充実を図ります。【地域共生推進課・関係課】

○市ホームページや広報誌等において、保護司会等の更生保護ボランティアの活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。また、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」等を通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。

【地域共生推進課・関係課】

○更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携を図ります。また、再犯防止のために重要となる就労や住まいの確保に向けて、支援関係者等との連携の充実を図ります。【地域共生推進課・関係課】

○地域における更生保護活動の拠点である泉佐野地区更生保護サポートセンターの運営支援を通じ、保護司など更生保護関係の支援者等に対する相談支援体制の充実を図ります。【地域共生推進課】

(2) 人権尊重と権利擁護の取り組み

現状と課題

- 平成 28 (2016) 年には、人権に関する法律（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）が新たに施行されました。市民一人ひとりの人権を最大限に尊重し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。
- 外国籍の住民や外国にルーツを持つ住民が増加しています。多様な文化を認め合い、共に生きる多文化共生の考え方を、地域に広げていくことが求められます。
- 子どもに対する虐待の相談件数が大幅に増加しており、障害者に対する虐待についても増加しています。これは相談に対応する仕組みの整備や、虐待への関心の高まりが背景にあると考えられ、必ずしも状況が悪化しているとは言えませんが、引き続き取り組みの充実が求められる分野です。
- 虐待の通報制度や、支援を必要とする人の権利擁護のための成年後見制度など、権利擁護のための制度や市民ができることについて、引き続き周知や啓発が課題となります。
- 全国的に成年後見制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、平成 28 (2016) 年 5 月、国において「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、平成 29 (2017) 年 3 月に国の「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、制度利用促進に向けての方向性が示されたとともに、市町村において国の計画を勘案した計画の策定に努めるものとされました。

施策・事業の方向

市民一人ひとりの人権を最大限に尊重します。

高齢者、障害者、子どもをはじめ、女性、外国人、性的マイノリティなどに関わる問題や同和問題など、様々な人権問題が存在しています。こうした問題が生じることなく、すべての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に取り組みます。

権利擁護のための各種の制度や取り組みについて周知啓発を行うとともに、市民後見人の養成・支援を行います。子ども・高齢者・障害者に対する虐待の防止と早期対応のための関係機関と連携した取り組みの強化を図ります。相談・支援にあたっては、本人の意思決定を最大限尊重し、支援することを基本とした取り組みを推進します。また、学校・地域における福祉教育・人権教育の充実を図ります。

成年後見制度の利用促進に向け、本市におきましては本計画を成年後見制度利用促進基本計画とし、中核機関や協議会の設置等について検討、推進していきます。

成果目標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
中核機関の設置	未設置	設置	設置

活動指標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度利用支援事業による成年後見 審判申立件数	8件	15件	16件
市民後見人バンク登録者数	14人	15人	19人
虐待相談実件数（高齢者）	41件	45件	50件
虐待相談実件数（障害者）	22件	25件	28件
虐待相談実件数（子ども）	1,106件	700件	600件
福祉教育を実施している小中学校数	18校	18校	18校
人権問題町別懇談会の実施率	84%	100%	100%

行政の取り組み

①成年後見制度の利用促進《成年後見制度利用促進基本計画》

- 自ら意思を決定することに困難を抱える方が、日常生活のあらゆる場面で本人の意思が尊重されるよう、意思決定支援の重要性の啓発に努めます。【地域共生推進課・関係課】
- 成年後見制度利用支援事業の制度の周知に努め、地域での生活が継続できるよう支援します。【地域共生推進課】
- 本市における権利擁護の支援や成年後見制度の利用促進をさらに推進するためには、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う司令塔機能を持った機関の設置が必要です。このことを踏まえ、成年後見制度の中核機関の設置を検討し、必要な人が、成年後見制度を本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組みます。【地域共生推進課】

②市民による後見活動の推進《成年後見制度利用促進基本計画》

- 市民後見人制度の周知・啓発に努めます。【地域共生推進課・関係課】
- 市民後見人の養成講座実施に関する支援を行います。【地域共生推進課】
- 市民後見人の活動についての助言・支援を行います。【地域共生推進課】
- 大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室と連携し、市民後見人のバックアップ体制の構築に努めます。【地域共生推進課】

③虐待防止対策の推進

- 児童虐待などの防止及び早期発見・早期対応を図るため、関係機関・関係団体などにより構成される「要保護児童対策地域協議会」の連携強化を図ります。【子育て支援課】

④福祉意識・協働意識の向上

- 小中学校において福祉教育に取り組みます。【学校教育課】
- 生涯学習分野において福祉教育に取り組みます。【関係課】
- 本計画に基づく地域福祉の取り組みや、地域共生の理念について、周知・啓発を図ります。【地域共生推進課・関係課】

⑤人権教育・啓発の推進

- 小中学校において人権教育に取り組み、互いの権利を尊重し、差別を許さない人の育成を図ります。【学校教育課】
- 様々な人権問題について、市民の理解を深める学びの場の提供に取り組むとともに、市民の理解を深め、差別の解消につなげるための啓発を推進します。【関係課】
- 職員研修等の機会を通じて、様々な人権問題についての理解を深め、事務・事業において適切な対応ができるよう、取り組みます。【人事課】
- 人権問題町別懇談会の開催を推進します。【人権推進課】

コラム 中核機関と協議会について

中核機関とは、成年後見制度の利用を促すために必要とされる、様々な関係団体の地域ネットワークの整備・運営の中核を担う機関のことです。家庭裁判所をはじめ、弁護士会などの専門職団体や関係団体などと連携し、広報をはじめ、相談対応や後見人候補の調整といった役割を果たします。

また、**協議会**は、成年後見等開始の前後を問わず、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行うチームに対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体のことです。地域連携ネットワークの機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場になります。中核機関がその事務局を務めます。

(3) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

現状と課題

- 近年の本市の転入・転出の状況を見ると、子育て世代の転出超過がみられます。安心して暮らすことができ、住み続けたいと思えるまちづくりが課題となります。
- 高齢化のさらなる進展等を背景に、支援を必要とする人の増加が見込まれる中、利用しやすい交通手段や商店等の確保、必要に応じて福祉サービスを受けられる体制づくり等、誰もが安心して暮らせる地域環境を確保していくことが引き続き求められます。
- ユニバーサルデザインの認知度が、学校での取り組みを背景として若い世代で高くなっていくように、学校と連携した効果的な取り組みを引き続き推進していく必要があります。

施策・事業の方向

誰もが必要に応じて福祉サービスを利用しやすい環境づくりを進めるとともに、各種の福祉サービスの質の向上を図ります。防犯・交通安全や自殺対策、ユニバーサルデザインの推進、住みやすい地域環境の整備等、誰もが暮らしやすいまちづくりに向けた各種の取り組みを推進します。

成果目標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
住民アンケート調査での将来も現在の地域で暮らしたい人の割合	50.5%	55%	60%
住民アンケートでのユニバーサルデザインについて、どんなものか説明できる人の割合	16.3%	20%	25%

活動指標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
コミュニティバス年間利用者数	180,147人	181,000人	182,000人
小中学校における授業のユニバーサルデザインの取り組み率（「よくやった」の評価）	94.4%	100%	100%

行政の取り組み

①防犯・交通安全の推進

- 地域団体が小学生の登下校時に見守り活動を行えるように、登下校の時間などを情報提供する。【学校教育課】
- 住民組織と協力して、公園の中で危険になっている植え込みを刈るなど、住民組織が把握した危険箇所への対策を行います。【道路公園課】

②ユニバーサルデザインの推進

- ユニバーサルデザインを推進します。【全課】
- 公共施設のバリアフリー化を推進します。【関係課】
- 鉄道駅舎のバリアフリー化を推進します。【都市計画課】

③住みよい地域環境の整備(買い物支援・移動支援)

- より利用しやすいコミュニティバスの運行に取り組みます。【道路公園課】
- 外出支援を行う事業所の整備に努めます。【地域共生推進課】
- 地域内で歩いて行ける距離にある身近な中小商店の振興に取り組みます。【まちの活性課】

(4) 複合的課題を支援する相談支援機関のネットワーク推進

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ●令和2(2020)年度に、各中学校区に地域型包括支援センターを市内社会福祉法人に委託し、新たに設置しました。地域型包括支援センターは、高齢者を支援する「地域包括支援センター事業」、障害者を支援する「基幹相談支援事業」をはじめ、「生活困窮者自立支援事業」、「子育て世代包括支援センター事業」、「コミュニティソーシャルワーク事業」を1つの窓口で担います。各地域型包括支援センターに配置される職員は、広範な役割を担うことから、職員の確保と質的な向上が課題となっています。 ●地域型包括支援センターとは別に、地域型包括支援センターの後方支援や住所不定などで生活圏域の特定できない住民を支援する基幹型包括支援センターを社会福祉協議会に委託して開設しています。 ●複数の支援機関等が集まり、世帯の支援における情報共有や役割分担を行ったり、地域課題の検討を行う地域包括ケア会議を高齢者以外の支援においても行っていくこととしています。

成果目標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
各会議（地域包括ケア会議、地域ケア個別会議、自立支援型地域ケア会議、通所型サービスC地域ケア会議、支援調整会議）の開催回数合計	23回	48回	58回

活動指標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
地域包括ケア会議の開催回数	1回	2回	2回
地域ケア個別会議の開催回数	3回	10回	20回
自立支援型地域ケア会議の開催回数	7回	12回	12回
通所型サービスC地域ケア会議の開催回数	-	12回	12回
支援調整会議の開催回数	12回	12回	12回

施策・事業の方向

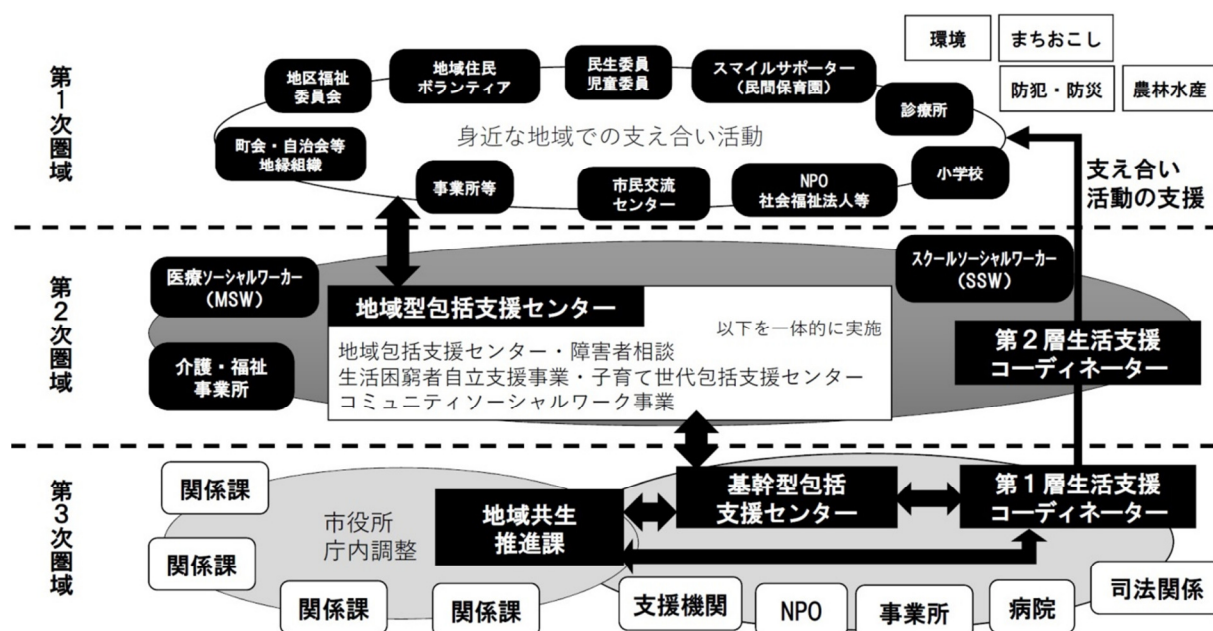
直接支援を地域型包括支援センターが担い、地域型包括支援センターに対する助言・相談や社会資源開発等の間接支援を行う基幹型包括支援センター、各包括の基盤整備や市役所内の庁内調整を行う地域共生推進課の3者が協力して、複合課題に直面している世帯の支援にあたっていきます。また、包括支援センターと連携して生活支援コーディネーターが地域の支え合い体制づくりを推進します。

行政の取り組み

①包括的支援体制のための基盤整備

- 地域型包括支援センター・基幹型包括支援センターを各社会福祉法人への委託で設置します。【地域共生推進課】
- 包括的支援体制を構築するため、援護を要する人の情報共有を行うための仕組みづくりを進めます。【地域共生推進課】
- 相談窓口間の連携や広報を進めます。【地域共生推進課・関係課】
- 生活支援コーディネーターを生活支援体制整備事業、安心生活創造推進事業、ふれあいのまちづくり事業といった複数の国の事業を総合して配置し、包括支援センターと連携して地域づくり活動を推進します。【地域共生推進課】

■包括的支援体制のイメージ図



基本目標 2：つながり支え合う地域をつくろう

(1) 交流の機会の充実

現状と課題

- 町会・自治会や子ども会といった地域団体への加入率が、継続して低下傾向にあります。こうした傾向に歯止めをかけると同時に、従来型の組織とは異なる新しい地域をつながり豊かにしていくための活動も求められます。
- 近所づきあいの程度についても、住民アンケートでは簡素化・希薄化の傾向となっており、お互いの家を訪問し合うような、住民相互の密な交流が減少しています。プライバシー意識の高まり等も背景にあると考えられ、こうした傾向の中でどのように顔の見える関係づくりを進めていけるかが課題となっています。
- 近所の人とあいさつをしたり、家族や友人以外の地域の人と話す子どもも減少傾向となっており、世代間交流の推進も求められます。

施策・事業の方向

スポーツ・文化活動・子育て支援等、様々な機会を通じて地域における住民の相互交流、世代間交流が促進されるよう取り組みます。また、住民主体の健康づくりの促進を図ります。

成果目標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
住民アンケート調査でのご近所づきあいの程度について、「道で会うと話をする」「お互いの家を訪問し合う人がいる」の割合の合計	54.6%	60%	65%

活動指標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
町会・自治会加入率	58.7%	64%	68%
子ども会加入率	31.2%	35%	40%
健康マイレージ活動対象事業数（定例開催分）	21事業	23事業	25事業

①多様な地域活動を通じた参加・交流の促進

- スポーツを通じて多様な年代の人たちが交流する機会の充実を図ります。【スポーツ推進課】
- 福祉サービス事業所とこども園などの交流会の開催などにより、高齢者と子どもの交流が図れる取り組みを推進します。【地域共生推進課・子育て支援課】
- 活発な世代間交流事業が行われるよう小地域ネットワーク活動支援を推進します。
【地域共生推進課】
- 長生会活動の推進・PRを行います。【地域共生推進課】
- 公民館、市民交流センター、社会福祉センター、体育館におけるクラブ・サークル活動の推進を行います。【生涯学習課・人権推進課・地域共生推進課・スポーツ推進課】
- 登録講師の紹介等を通じて、地域における学習・文化活動の支援を行います。【生涯学習課】
- 障害者スポーツの普及・推進に努めます。【地域共生推進課・スポーツ推進課】
- 障害者が地域の活動や行事に参加できるように、外出支援サービスの給付を行います。
【地域共生推進課】

②住民主体の健康づくり活動の促進

- 地域の体操教室や介護予防教室の自主運営のための支援を行います。
【地域共生推進課・関係課】
- 健康マイレージ事業の促進により、健康づくりに関わる行事参加の機会の拡充に努めます。
【健康推進課・関係課】
- 泉佐野地域ポイント「さのぼ」事業と連携し、介護予防に関わる行事への参加機会の拡充に努めます。【地域共生推進課・まちの活性課・関係課】
- 市内各スポーツ団体の協力のもと講師を派遣し、体操指導を行うなど、より専門的な内容での支援を行います。【スポーツ推進課】

(2) 地域で支え合う関係づくりの促進

現状と課題

- 地域における小地域ネットワーク活動は、グループ支援活動延べ参加者数が大幅に増加しており、高齢化を背景として地域における見守り対象者も増加しています。地域における見守り・支え合い活動の充実を示す結果となっている一方、増え続ける対象者に対する支援者側の体制強化、担い手の育成、グループ支援の内容検討等が課題となっています。
- 多様化・複合化する課題に対応するため、地域住民と共に課題の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーク事業については、相談件数が増加し活動に対する一定の認知の向上がみられます。引き続き取り組みと活動の周知を継続していく必要があります。
- 第2次計画期間中に進めてきた地区別の社会資源マップの作成については、全地区で作成が完了しており、今後は作成したマップの地域における共有等が課題となります。

施策・事業の方向

地域における福祉に関わる情報や課題の共有のための取り組みを進めるとともに、見守り、支え合い活動のさらなる広がりに向けた取り組みを図ります。包括的支援体制をはじめとする地域における課題解決の活動について、住民の理解促進を図ります。

成果目標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
住民アンケート調査での地域包括支援センターの認知度	—	50%	80%
住民アンケート調査でのCSW(コミュニティソーシャルワーカー)の活動内容を知っている人の割合	4.5%	10%	15%

活動指標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
ボランティア講師登録制度登録講師数	143人	150人	160人

行政の取り組み

①地域課題・地域資源の共有

- 各地区での住民座談会実施への協力を行います。【地域共生推進課】
- フォーマルな社会資源などの情報提供を行います。【関係課】
- 地域の社会資源マップを活用し、福祉課題の把握に努め、課題解決に向けた取り組みを推進します。【関係課】

②地域における見守り・支え合い活動の推進

- ボランティア講師の登録や活動支援を行います。【生涯学習課】
- 関係部署が連携し、地域活動に関する情報共有の仕組みを検討していきます。【関係課】
- 地区福祉委員会活動を支援します。【地域共生推進課】
- 地区福祉委員会、民生委員・児童委員などと連携し、要援護者の困りごとを適切な支援機関につなげていきます。【地域共生推進課】
- 地域の絆づくり登録制度に新規で対象になる人に説明を行い、理解を得るようにします。【地域共生推進課・自治振興課危機管理室】
- 地域住民が安心して見守り活動を行えるように、適切に情報共有や支援、活動への協力を行います。【地域共生推進課・子育て支援課・関係課】
- 泉佐野地域ポイント「さのぼ」事業と連携し、地域活動への参加機会の拡充に努めます【関係課・まちの活性課】

(3) 課題を抱える人を支えるネットワークの構築

現状と課題

- 支援を必要とする人は誰でも、自分から支援の必要を言い出せるわけではないことは、これまでも指摘されてきたことです。誰もがり残されることなく、必要な支援につながるができる体制づくりのためには、課題を抱えた人を見つけ、支援につなげる仕組みが求められます。
- 支援を必要とする人を支える地域のネットワークや、福祉サービスや各種の支援制度による支援のネットワーク、同じ課題を抱えた人同士による当事者のネットワーク等、重層的な支援のネットワークを構築していくことが課題となります。
- 誰もがり残されることのない重層的な支援のネットワークづくりに向け、住民・行政・関係機関・関係団体・民間事業所等、多様な主体との連携・協働を強化していくことが必要です。

施策・事業の方向

地域において支援を必要とする人を見つけ、支えるネットワークの拡充や、専門的な立場から支援を行う関係機関の連携・協働、コミュニティソーシャルワーク事業をはじめとして地域の実情に応じた支援の体制づくりの取り組み等、課題を抱える人を支える重層的なネットワークの構築に取り組みます。

成果目標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
住民アンケートでの障害のある人と一緒に行動した経験のある人の割合	28.4%	32%	36%

活動指標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
小地域ネットワーク活動の見守り対象ネット数	2,116 ネット	2,200 ネット	2,300 ネット

行政の取り組み

①要援護者を支えるネットワーク

- 要援護者を発見する仕組みを構築します。【関係課】
- 地域の絆づくり登録制度の活用により平時からの取り組みを推進します。【関係課】
- 緊急通報装置の貸与を推進します。【地域共生推進課】
- 高齢者・障害者虐待防止のネットワークを推進します。【地域共生推進課・関係課】
- こども虐待防止のネットワークを推進します。【子育て支援課・関係課】
- 総合相談事業を推進します。【人権推進課】
- ふれ愛収集事業を推進します。【環境衛生課】

②同じ課題を抱える人のネットワーク

- 相談窓口から当事者組織へつなぐネットワークづくりを推進します。【関係課】

③セーフティネットのための地域包括ケア会議の設置

- 地域包括ケア会議を開催し、課題解決に向けた連携を図ります。また、必要に応じて福祉担当部局以外の関係部局とも連携して対応できる体制づくりを進めます。【地域共生推進課】
- 地域型包括支援センターが地域ケア個別会議を開催できるように関係機関の出席を調整するなどの支援を行います。【地域共生推進課】
- 地域包括ケア会議に参画し課題解決に向け連携を図ります。【関係課】
- コミュニティソーシャルワーク事業により、制度の狭間や複合多問題へ対応します。
【地域共生推進課】

(4) 防災の推進

現状と課題

- 防災・減災のための備えについて、福祉避難所の指定箇所数（協定締結民間施設含む）は平成 25（2013）年度の 1 箇所から令和元（2019）年度は 20 箇所と大幅に増加している一方で、災害時の地域における支援体制づくりのための制度である、「地域の絆づくり登録制度」については、同意登録者数は増加しているものの、個別計画の作成は十分に進んでいない状況です。
- 今後支援を必要とする高齢者の増加が予想されており、支援を必要とする人との日常的な地域における関係づくりと同時に、災害時に効果的な支援の方法について検討を進める必要があります。

施策・事業の方向

避難訓練や防災教育等、日常的な防災の取り組みの充実を図るとともに、避難行動要支援者の支援体制の整備や福祉避難所の整備等、災害時に備えた取り組みの充実・強化に努めます。

成果目標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
避難行動要支援者・避難行動支援活動にかか る協定書締結団体数	42 団体	60 団体	77 団体

活動指標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
地域の絆づくり登録制度同意登録者数	2,695 人	2,860 人	3,200 人
福祉避難所の指定箇所数	20 箇所	20 箇所	20 箇所

① 日常的な防災の取り組みと災害発生時の対応

- 災害時における避難誘導など、日頃から地域で自主的な防災活動を担う自主防災組織の育成・充実を図ります。【自治振興課危機管理室】
- 災害時の避難支援の実行性を高めていくために、日頃から地域において防災訓練を行ってもらうため、草の根防災訓練など取り組みの支援を行います。【自治振興課危機管理室】
- 市内各小中学校で避難訓練や防災教育を実施し、防災意識の向上に努めます。【学校教育課】
- 災害発生後、必要ある時は、社会福祉協議会に対して災害ボランティアセンターの設置要請を行い、運営支援を行います。【自治振興課危機管理室】

② 避難行動要支援者の支援体制の整備

- 災害発生時に備え、ひとり暮らし高齢者や要介護認定者、障害者などの避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者台帳の整備に努めます（地域の絆づくり登録制度）。
【自治振興課危機管理室・地域共生推進課・関係課】
- 避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、支援団体など関係団体との連携による支援体制の確立に努めます。【自治振興課危機管理室・地域共生推進課】
- 避難行動要支援者の日頃からの見守り方法について検討し、市民への周知を図ります。
【関係課】

③ 福祉避難所の整備

- 高齢者や障害者などの避難行動要支援者が安心して避難所生活を送れるように市内の福祉施設などとの福祉避難所の協定締結・整備を進めます。
【自治振興課危機管理室・地域共生推進課・介護保険課・子育て支援課】
- 福祉避難所として指定した市有施設や福祉施設等における、福祉避難所の運営に関するマニュアルの作成に取り組みます。
【自治振興課危機管理室・地域共生推進課・介護保険課・子育て支援課】
- 災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取り組みが円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施することに努めます。
【自治振興課危機管理室・地域共生推進課・介護保険課・子育て支援課】

基本目標 3：みんなで参加する地域をつくろう

(1) 地域活動への参加の促進

現状と課題

- 町内会や子ども会、地区福祉委員会の行事への参加経験については、保護者アンケート、子どもアンケート共に、前回調査より低下傾向となっています。
- 学校や福祉施設、行政と連携しての日中の活動が中心となってきた多くの既存の地域活動について、担い手の高齢化が課題となっており、また活動への参加の世代間の格差も大きくなっています。これまでに地域活動に参加してこなかった人や世代の参加を促進し、地域における活動の活性化につなげるのが課題となっています。
- 一方、高齢者の社会参加を通じた介護予防の促進の観点からも、高齢者が地域の一員として活動するなど、「支える」「支えられる」に分けない発想の転換も求められています。
- NPOやボランティア活動は、地域単位での活動とは異なり、個人の興味や関心を共有する人同士のつながりとして、今後広がりが期待されています。また、文化・スポーツに関わる活動は、直接地域福祉に関わるものではなくとも、日常的な人間関係づくりや社会参加につながるものであり、これらの活動と地域福祉の接続も求められます。

施策・事業の方向

日常的な地域活動や、各種の地域団体が実施する活動について、住民に対する周知を進め参加の促進を図ります。NPOやボランティア活動について、関係機関と連携した支援や情報提供を進め、活動の活性化を図ります。

成果目標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
保護者アンケート調査での町内会や子ども会、地区福祉委員会の行事に参加したことがある人の割合	54.6%	60%	65%

活動指標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
市民公益活動団体情報サイト登録団体数	28団体	34団体	38団体
地域の行事に参加している割合(小学6年生)	50.8%	52.5%	55.0%
地域の行事に参加している割合(中学3年生)	37.6%	40.0%	42.5%

①日常的な地域活動の充実

- 各小学校の登下校時間を地域住民に周知します。【学校教育課】
- 各小学校で登下校時の見守りを地域住民と一緒にいき、住民と教員の間声かけ・あいさつも行うように努めます。【学校教育課】
- 「広報いずみさの」や市のホームページなどであいさつ運動の取り組み状況の情報提供に努めます。【学校教育課】
- 小地域ネットワーク活動の周知・啓発を推進します。【地域共生推進課】
- 回覧板や「広報いずみさの」の配布など町内での周知が効果的となるよう、町会・自治会加入促進に努めます。【自治振興課】

②NPO・ボランティア活動への参加の促進

- ボランティア講師の登録や活動支援を行います。【生涯学習課】
- 小学生から中学生へと成長過程に合わせて段階的に福祉学習が進められるよう、関係機関と連携を取りながらプログラムを検討します。【学校教育課】
- 社会福祉協議会に対してボランティア活動支援に関する補助金を交付することで財政的な支援を行います。【地域共生推進課】
- 市民公益活動団体情報サイトにより、NPO法人やボランティア団体など、市民公益活動団体の情報発信の充実に努めます。【自治振興課】
- クリーン活動・ボランティア活動の推進を行います。【環境衛生課】
- ファミリーサポートセンターへの支援など地域の子育て支援活動の推進を行います。【子育て支援課】

(2) 参加しやすい地域環境の整備

現状と課題

- コミュニティカフェの参加者数は、平成 30（2018）年度には延べ約 1 万人となり、平成 25（2013）年の 2 倍以上に増加しており開催数も増加しています。令和元（2019）年には新型コロナウイルス感染症の流行の影響で減少していますが、誰もが参加しやすい地域の居場所として確立されつつあります。
- 町会・自治会や子ども会については、加入率の低下とともに、活動について十分知らない住民も増加していると考えられます。様々な地域団体・地域活動の存在やその役割について、情報提供や活動内容の周知が求められます。
- 誰もが利用できる地域福祉の拠点づくりについては、施設面での整備はほぼ充足していると考えられ、今後は地域の施設をどのように有効活用して、誰もが参加しやすい環境づくりを進めていくかが課題となります。

施策・事業の方向

地域活動に誰もが参加しやすい環境づくりに向け、地域団体や地域活動についての情報提供を充実させるとともに、地域活動の活性化に向けた支援の充実を図ります。

成果目標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
住民アンケート調査でのご近所づきあいの程度について、「お互いの家を訪問し合う人がいる」「道で会うと話をする人がいる」「あいさつ程度をする人がいる」の割合の合計	90.1%	92%	94%

活動指標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
既存施設（公民館、社会福祉センター、市民交流センター、コミュニティセンター）の延べ利用者数	457,147 人	466,700 人	514,550 人

行政の取り組み

①情報提供・情報発信の充実

- 町会・自治会活動や自主防災活動といった近隣のつながりに基づいた活動の意義や効果の周知・啓発に努めます。【自治振興課】
- 町会・自治会未加入者へも情報が届きやすい環境の整備に努めます（公共機関への広報誌の設置など）。【自治振興課】
- 市の広報紙、ホームページや「さのテレ！」を利用した地域情報提供の充実を図ります。【自治振興課・関係課】
- 転入者に対し、転入届の際に様々な地域情報の提供に努めます。【市民課・関係課】
- 「教育委員会ニュース」で、各小中学校での児童・生徒の様子や、地域と連携した学校行事などの情報提供を行います。【学校教育課】
- 関係部署が連携し、様々な情報媒体や提供機会を活用し、地域情報発信力の強化に努めていきます。【関係課】
- 関係部署が連携し、地域活動に関する情報共有の仕組みを検討していきます。【関係課】

②地域福祉の拠点づくり

- 地域住民が気軽に、そして安心・安全に集うことができる場として町会館、公民館、社会福祉センター、市民交流センター、次世代育成地域交流センター、コミュニティセンターなど既存施設の利用促進を図ります。【関係課】
- 小中学校を地域の交流の場として活用できるように、学校施設の開放を推進します。【教育総務課】
- 商店街の空き店舗などを交流や活動の場に活用できるよう研究を行います。【まちの活性課】
- 市内の空き家を地域活動拠点として活用できるようなシステムづくりの検討を行います。【都市計画課、地域共生推進課】

③安定的な地域の自主財源の確保

- ふるさと納税の周知・啓発を推進します。【政策推進課】
- 福祉基金が有効に活用できるよう研究を行います。【地域共生推進課】
- 公益活動応援基金を周知します。【自治振興課】

(3) 地域活動の担い手となる人材の育成

現状と課題

- 民生委員・児童委員の充足率が、わずかずつではあるものの低下傾向となっているように、地域福祉の担い手の不足が課題となっています。町会・自治会をはじめ、様々な地域団体において活動の担い手の不足や高齢化が進展していることは全国的な課題となっており、担い手の負担の軽減とともに、人材の育成が喫緊の課題となっています。
- 従来の取り組みを継続していただくだけでは、担い手の発掘は難しいと考えられることから、幅広い世代を対象として、それぞれの関心やニーズに基づいた活動の創出や担い手の育成を検討していくことが求められます。

施策・事業の方向

民生委員・児童委員をはじめとして、様々な地域団体・地域活動の担い手について、関係機関と連携しながら育成を進めます。

成果目標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
民生委員・児童委員充足率	92.7%	96%	100%

活動指標

	現状	中間年度	最終年度
	令和元年度 (2019年度)	令和4年度 (2022年度)	令和8年度 (2026年度)
ボランティア活動者数 (ボランティア保険加入者数)	2,395人	2,500人	2,600人
認知症サポーター活動者数 (認知症サポーター養成者数)	6,913人	8,000人	10,000人

行政の取り組み

①民生委員・児童委員活動の充実

- 民生委員・児童委員の活動について地域住民の理解を深めるため、機会があるごとにPRを行っています。【地域共生推進課・関係課】
- 業務が複雑化・増大化する傾向にあるため、活動を円滑に行っていただけるよう工夫するなどの研究をしています。【地域共生推進課】

②地域活動の担い手の育成・発掘

- 認知症サポーター養成講座、認知症ジュニアサポーター養成講座等を開催し、地域で認知症高齢者を見守り支える環境整備を進めます。【地域共生推進課・関係課】
- 子育てボランティアの養成やファミリーサポートセンターの支援会員の確保等、地域で子育てを支える人材の育成を図ります。【子育て支援課・関係課】
- 学校支援ボランティアやコーディネーターの養成を行い、教育コミュニティ活動の活性化を図ります。【学校教育課・関係課】
- 地域団体の担い手や指導者を対象とした研修等を行い、人材の育成と地域活動の質の向上を促進します。【関係課】
- ボランティア養成講座等を支援し、地域福祉に取り組む人材の育成を図ります。【関係課】

第5章 地域福祉活動計画における取り組み

第5章は地域福祉活動計画における民間の福祉活動について、関係する団体・組織・事業所等の取り組みの方向を記載します。

実施にあたっては、第4章に示す行政の取り組みの指針である地域福祉計画との連携・協働を図りながら推進します。

■地域福祉活動計画の体系と対応する行政の取り組み

基本目標	行動	対応する行政の取り組み
基本目標1 自分らしく生き、 チャレンジできる 地域をつくろう	行動1 市民後見人活動の推進	○成年後見制度の利用促進 ○市民による後見活動の推進
	行動2 意思決定支援の推進	○総合的な相談支援の充実 ○人権尊重と権利擁護の取り組み
	行動3 安心して介護・福祉サービスを利用できるための取り組み	○包括的支援体制のための基盤整備 ○適切な福祉サービスの提供
	行動4 「生きる」を支える公的制度外の取り組みを進めます	○生活困窮者の支援 ○地域課題・地域資源の共有
	行動5 多様な「働く」を支援します	○自立した生活に向けた支援の充実
基本目標2 つながり支え合う 地域をつくろう	行動1 住民同士の支え合い活動の推進 ・見守り活動の推進 ・地域住民同士が出会い交流ができる場をひろげる ・生活支援活動の推進	○地域における見守り・支え合い活動の推進 ○要援護者を支えるネットワーク ○地域福祉の拠点づくり ○セーフティネットのための地域包括ケア会議の設置
	行動2 防災活動のネットワーク化	○日常的な防災の取り組みと災害発生時の対応 ○避難行動要支援者の支援体制の整備
	行動3 地域貢献団体の見える化	○情報提供・情報発信の充実
	行動4 様々な生きづらさを感じている人たちの居場所を地域につくる	○生活困窮者の支援 ○再犯防止の取り組み
基本目標3 みんなで参加する 地域をつくろう	行動1 ボランティアに参加しやすい仕組みづくり	○NPO・ボランティア活動への参加の促進
	行動2 当事者意識で参加できる募金・寄付活動	○安定的な地域の自主財源の確保
	行動3 福祉教育にみんなで関わろう	○福祉意識・協働意識の向上 ○福祉人材の育成・発掘

基本目標 1：自分らしく生き、チャレンジできる地域をつくろう

行動 1：市民後見人活動の推進

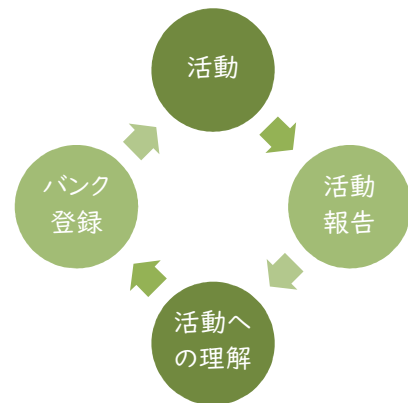
現状と課題

- 平成 23 (2011) 年から養成が始まった市民後見人は、平成 26 (2014) 年から令和元 (2019) 年までの間で、18 人の市民が市民後見人として養成・登録されました。そのうち、実際に活動した方は 6 人です。選任された方の活動への支援は、社会福祉協議会が担っています。
- 市民後見人を選任される事例が市長申立事例に限定されていることで、選任件数は市の市長申立件数に左右されることになっています。市長申立案件以外でも市民後見人が選任されることが課題となっています。

地域福祉活動の方向

市民後見人活動は市民のボランティア精神に支えられる活動です。専門職の支援もありますが、活動にあたっての不安や負担感もあります。

他の人の活動を知ることで、互いの不安の軽減や、活動前のバンク登録者のモチベーションが高まり、それが新たな担い手の参加を呼び込む、好循環がおきることをめざします。



ACTION

対応する行政の取り組み

p38 成年後見制度の利用促進、p39 市民による後見活動の推進

活動主体	具体的取り組み例
社会福祉協議会	○日常生活自立支援事業やケアマネジャー・相談支援員など民間の相談支援機関が把握している「市長申立が必要な事例」を市と共有し、申し立てをすすめていくための場の設置を市に提案していくとともに、開催された際には社会福祉協議会も参画します。
基幹包括 市民後見人バンク登録者	○バンク登録者交流会で、受任者の活動について共有することで、受任前の方の不安を解消し、待機中のモチベーション維持を図ります。 ○市民後見人活動に参加したいと思っただけの市民が増えるような情報発信などに市と社会福祉協議会、市民後見人バンク登録者などで協力して取り組みます（令和 4 年以降）。

行動 2：意思決定支援の推進

現状と課題

- 各種の意思決定支援に関するガイドライン（61 ページコラム参照）についての周知・理解は、まだまだ医療・福祉・介護関係者間で共有されているとはいえない状況です。特に、本人が一見すると不合理にみえる意思決定を繰り返している事例については、家族や支援者が意思決定を代理する方向での支援が検討される傾向があります。
- 泉佐野市医療介護連携推進事業で作成した「メッセージノート（わたしの生き方ノート）」は、病気や事故によって自分の意思表示が困難になったときのために、事前に自分の意志を示しておくものです。医療・介護・福祉の関係者と一緒にノートに思いを書き込んでいく支援が求められています。

地域福祉活動の方向

医療・介護・福祉関係者を含んだ地域住民等が協働して、意思決定支援についての理解や合意形成を含めた、意思決定支援のための様々な環境整備を進めていきます。

ACTION

対応する行政の取り組み

p35 総合的な相談支援の充実、p38 成年後見制度の利用促進

活動主体	具体的取り組み例
医療機関 介護事業所 福祉関係者 市 社会福祉協議会 等	<ul style="list-style-type: none"> ○「メッセージノート（わたしの生き方ノート）」の普及や、記入支援に取り組めます。 ○意思決定支援についての学習を進め、本人のエンパワメントや、「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング：ACP）」、「本人中心支援会議」と言われる、意思決定支援のための本人参加の話し合いの開催に取り組めます。

コラム 各種ガイドラインにおける意思決定支援の基本原則

厚生労働省では、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月）、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（平成30年6月）、「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（令和元年5月）などの、各場面における意思決定支援のガイドラインを作成しています。

おもなガイドラインの基本原則を一部抜粋すると下記のようなものになります。

- 厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成29年3月）に記載されている基本原則の一部

第1	本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。
第2	職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。
第3	本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

- 意思決定支援ワーキンググループ「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和2年10月）に記載されている基本原則の一部

第1	全ての人は意思決定能力があることが推定される。
第2	本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
第3	一見すると不合理に見える意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

ガイドラインの内容を理解するだけでなく、実際の支援場面に活かしていくためには、その人の暮らしに関わるすべての関係者の協力が必要となってきます。

行動3：安心して介護・福祉サービスを利用できるための取り組み

現状と課題

- 医療・介護連携推進事業によるヒアリングでは、地域の課題として医療や介護サービスは専門職の意識によって、主治医・介護関係者などでスムーズに情報共有を図りながら、本人にとってよい支援ができる事業所もあれば、連携が苦手な事業所もあることが指摘されています。
- 地域福祉を支える介護従事者や福祉従事者については、人手不足の状況が続いています。要因には様々なものがありますが、求人の取り組みと並行して、現在の従事者が辞めないような取り組みも必要です。従業員の労働環境の整備は本来、雇用主の責任ですが、市民が継続性のある、よりよいサービス提供を受けられることを支える観点からも地域ぐるみの取り組みも求められています。

地域福祉活動の方向

優れた取り組みをしている事業所が適切に評価され、従業員がやりがいと誇りを持てるとともに、市民が安心して事業所を選べるように、「良いケア実践」を関係者で共有し、互いに支援の質を高め合えるような環境づくりを進めます。

ACTION

対応する行政の取り組み

p43 包括的支援体制のための基盤整備、p36 適切な福祉サービス等の提供

活動主体	具体的取り組み例
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会・基幹型機能強化型包括支援センターが中心となり、地域の優れたケア事例を市内事業所から広く募集します（募集方法などを令和3～4年に検討、令和5年以降に事例募集）。 ○数年に一度、応募された事例を市民や福祉・医療関係者に紹介する機会を設けます。
医療機関 介護事業所 福祉事業所 相談支援機関 等	<ul style="list-style-type: none"> ○泉佐野市田尻町介護支援専門員連絡会や相談支援員連絡会活動を通じて、情報交換や自己研鑽を行います。 ○医療・介護従事者間の連携に取り組みます。 ○対人援助の従事者が集まり、気軽に情報交換をできるような場（カフェ活動など）の取り組みを進めます。

行動4：「生きる」を支える公的制度外の取り組みを進めます

現状と課題

- 支援の現場では、緊急小口資金貸付事業や生活保護受給の審査を待つ期間の食べ物や生命維持にも支障をきたすような状態になってはじめて相談に来られる方もおられます。そのため、社会福祉施設における「大阪しあわせネットワーク」による生活困窮者レスキュー事業や様々な団体による緊急食糧支援などの互助の取り組みが命を支えています。
- 「大阪しあわせネットワーク」による生活困窮者レスキュー事業は、各種制度やサービスにつないで生活の安定を図るとともに、緊急を要する場合は、食材の提供など経済的援助（現物給付）も行っています。

地域福祉活動の方向

社会福祉施設における「大阪しあわせネットワーク」による生活困窮者レスキュー事業をはじめ、企業や市民からの寄付による食糧支援（フードバンク）の取り組みなどを相談支援機関間で情報共有を図ります。また、民間福祉活動による支援はあくまで緊急代替的な手段であり、各種制度やサービスの安易な代替手段とならないように、支援についての共通理解を図りながら、関係機関が協力して課題解決していくことをめざします。

ACTION

対応する行政の取り組み

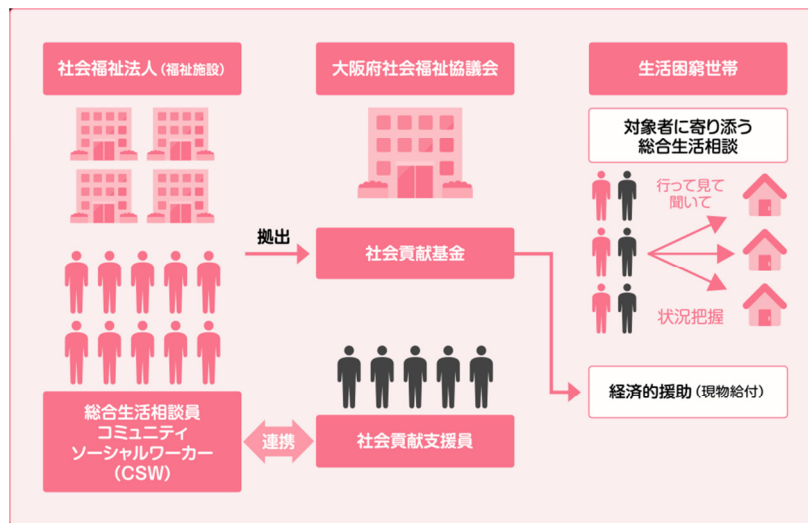
p35 生活困窮者の支援

活動主体	具体的取り組み例
社会福祉施設	○大阪しあわせネットワークによる社会貢献事業（生活困窮者レスキュー事業）を継続実施していきます。
相談支援機関等	○生活困窮者レスキュー事業や社協での緊急支援について、行政の相談窓口等と意見交換の場を設けて、地域課題の把握と支援についての共通理解の形成を図ります。
社会福祉協議会	○社会福祉協議会独自の緊急時支援の枠組みについて、大阪しあわせネットワークや地域包括支援センター等とも情報交換を行いながら、検討を行います。

活動紹介 大阪しあわせネットワーク・生活困窮者レスキュー事業とは…

「大阪しあわせネットワーク」は大阪府内すべての社会福祉法人・社会福祉施設がそれぞれの施設種別の特性や強みを活かし、様々な地域貢献事業を展開するとともに、その財源として、社会福祉法人・社会福祉施設が社会貢献基金を拠出しています。

メニューの1つである「生活困窮者レスキュー事業」では、大阪府社協の社会貢献支援員と各施設の相談員が連携して、拠出された社会貢献基金をつかって経済的援助（現物給付）を行っています。



図：大阪府社会福祉協議会ホームページより
(<https://www.osaka-shiawase.jp/about/>)



行動5：多様な「働く」を支援します

現状と課題

- 人口減少局面に入った日本において、年齢や障害の有無にかかわらず、様々な人がその能力を活かして働ける社会づくりが求められています。
- 障害者・高齢者・生活保護受給者等、様々な就労面で課題のある方を雇用した企業に対する助成事業もありますが、本人の能力や性格、特徴について職場の理解がなければうまく採用につながらなかったり、採用されても短期で離職してしまったりすることになります。

地域福祉活動の方向

職場における障害等の理解が進むように、個別の環境整備支援を各主体が取り組んでいます。また就労にハードルのある方の採用にチャレンジできる企業を応援できるように、企業や雇用主と福祉専門職などとの学習会などの取り組みを進めます。

また、家庭と職場以外の第3のつながりがあることで、離職・退職に至る前での問題整理や解決ができる場合もあることから、就職した後の就労定着のフォローの場づくりも進めます。

ACTION

対応する行政の取り組み

p35 自立した生活に向けた支援の充実

活動主体	具体的取り組み例
企業 一般事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○刑務所出所者等総合的就労支援対策事業における協力雇用主登録 ○認定就労訓練事業への登録 ○就労体験の受け入れ ○障害者雇用の実施 ○高年齢者雇用の推進
福祉事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者就労移行事業・就労継続事業などの各種障害サービス事業の実施や就労支援 ○受け入れ企業との連携による従業員への支援や職場理解の形成支援
社会福祉協議会 NPO 学校 等	<ul style="list-style-type: none"> ○就労定着のためのフォローができる場づくりに向けて、学校やハローワーク等と連携して、また地域包括ケア会議などの場を活用して様々な機関・団体で協議・検討を行います。

基本目標 2：つながり支え合う地域をつくろう

行動 1：住民同士の支え合い活動の推進

現状と課題

- 本市では平成 7（1995）年度より住民同士の助け合い活動として概ね小学校区を単位とする地区福祉委員会や町会・自治会単位の支部福祉委員会による見守り活動やサロン活動・カフェ活動が取り組まれています。災害時やコロナ禍においても日頃のつながりが活かされ、要支援者を孤立させない活動として継続してきました。
- 高齢化や単身世帯の増加により、今後ますます活動の必要性が高まる半面、活動している人からは担い手不足の課題があがっています。
- また、若い層の地域活動への参加が少ないという声があります。

地域福祉活動の方向

日頃から近隣住民同士がお互いに気にかけて合える地域づくりを進めながら、身近な地域において住民同士がつながることができる見守り活動や、住民主体による交流や居場所づくりの活動を継続、拡充します。

支える側、支えられる側が固定されない、誰もが役割を持って主体的に参加できる場となるよう、高齢者の介護予防の視点を持った担い手の発掘などの工夫も必要です。

また、住み慣れた地域でその人らしい暮らしを続けることができる地域をめざし、既存のサービスや施策での対応が困難な生活上の困りごとに対応できる新たな活動の開発や、多様な活動主体が支え合い活動に参画できるように取り組めます。

ACTION

対応する行政の取り組み

p47 地域における見守り・支え合い活動の推進
p49 要援護者を支えるネットワーク

【見守り活動の推進】

活動主体	具体的取り組み例
地区（支部）福祉委員会	○高齢者や障害者等支援を必要とする人を対象とした定期的な安否確認や見守り訪問活動の継続
民生委員児童委員協議会	○一人暮らし高齢者実態調査に取り組みます。 ○友愛電話訪問活動に取り組みます。
社会福祉協議会	○活動の必要性について啓発を行います。 ○活動団体の支援を継続します。 ○安心して見守り活動ができるように、専門支援機関との連携を支援します。

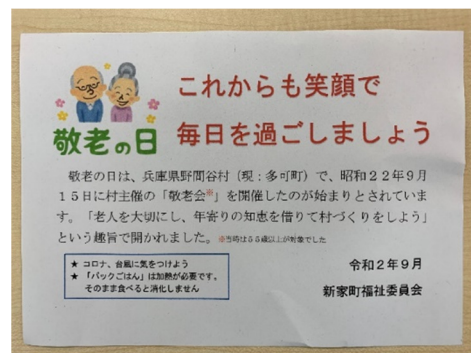
活動紹介 コロナに負けない地域のつながり

長坂地区の新家町支部福祉委員会では「敬老の日」にあわせ、一人暮らし高齢者など地域での見守りが必要な方にプレゼントを贈りました。

プレゼントと一緒に素敵なメッセージと防災についてのチラシを添えて、いつまでも元気で活気のある地域を願い、福祉活動に取り組んでいます。



訪問の様子



素敵なメッセージ♪

活動紹介 民生委員による電話での見守り活動

泉佐野市民生委員児童委員協議会（民児協）では、ひとり暮らし高齢者の安否確認を行うとともに、安心して生活を営むことができるよう、相談を受けることを目的として、友愛電話訪問活動を行っています。毎年行われる独居高齢者実態調査活動の際に希望した登録者1人あたりについて、概ね月1回、民児協高齢福祉部会のメンバーが電話をし、電話に出ない場合は、地元の民生委員が訪問する、というもので、令和元（2019）年度は延べ3,832回の電話を行っています。



参考:大阪府民生委員児童委員協議会連合会ホームページ泉佐野市民生委員児童委員協議会紹介
(<http://www.osakafusyakyo.or.jp/minkyo/block/senshu/izumisano.html>)



【地域住民同士が会い交流ができる場をひろげる】

対応する行政の取り組み
p55 地域福祉の拠点づくり

活動主体	具体的取り組み例
地区（支部）福祉委員会 NPO ボランティア団体 福祉事業所 一般事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等要支援者の孤立を防ぐ仲間づくり交流の場としてのサロンの開催 ○対象を限定せず、気軽に住民同士が交流することができるコミュニティカフェの実施 ○子どもの居場所づくりを目的とした子ども食堂の実施
民生委員児童委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らし高齢者ふれあい交流会に取り組みます。 ○乳幼児と中学生のふれあい交流会を通じて、世代間交流や命の大切さを伝えます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○交流活動や居場所づくりに取り組む団体に対して助成金などの情報提供を行う。 ○活動主体同士が情報交換できる場を提供します。

活動紹介 みんなが集まる地域のカフェ活動

おしゃべりカフェは、障害福祉事業所の work&oasis 花筏と福祉委員会が協働で月1回開催しています。東羽倉崎自治会集会所において、花筏の美味しいコーヒーやケーキ、パンが提供され、地域の障害の有無や世代を問わず、誰もが気軽に集まることができます。カフェの開催日を楽しみにしている人も多く、地域にとってなくてはならない交流の場となっています。



参考：地区福祉委員会活動については、泉佐野市社会福祉協議会ホームページをご覧ください。
(<https://izumisanoshakyo.or.jp/organization/area-welfare/>)



活動紹介 中学生・乳幼児ふれあい交流事業

民児協子育て部会では、平成17（2005）年より、市内中学生と乳幼児およびその保護者の交流会を毎年1回主催しています（令和2年度はコロナ禍のため中止）。

中学生に対して、助産師からの生命の大切さについて授業を行った後、乳幼児・保護者と一緒にふれあい遊びをする中で、命の大切さ、子育ての楽しさや苦勞を感じるこの取り組みは、中学生にとって大きな学びであるとともに、参加する親子にとっても楽しい経験となっています。



【生活支援活動の推進】

対応する行政の取り組み

p49 セーフティネットのための地域包括ケア会議の設置

活動主体	具体的取り組み例
専門職 相談支援機関 活動団体 事業所 市民	○生活上の困りごとを聞き取り、会議等の場で地域の課題として共有し、課題解決の方法について検討を行います。
社会福祉協議会	○有償協力員派遣事業（おたがいさまの会）による会員同士の助け合いを継続します。 ○多様な活動主体で地域の課題を共有し、課題解決に向けて検討できる場を提供します。 ○支え合いを行う団体や事業所、商店等新たな活動主体を発掘し、活動支援を行います。

行動2：防災活動のネットワーク化

現状と課題

- 地域の絆づくり登録制度の実施により、災害時避難行動要支援者の登録と要支援者と地域の支援者の日頃からの見守り体制の整備を進めています。
- 一方で、要支援者を支援している福祉専門職や福祉事業所と地域の支援団体はそれぞれによる支援が別で調整されていることも多く、連携は十分とはいえない現状です。

地域福祉活動の方向

自然災害等の非常時の助け合いができるようにするためには、日頃からの顔の見える関係づくりが大切です。

福祉関係機関（団体）と災害・防災関係機関（団体）が協働して、災害時避難行動要支援者の安否確認や避難誘導の体制づくりを進めることが必要です。

ACTION

対応する行政の取り組み

p51 日常的な防災の取り組みと災害発生時の対応、避難行動要支援者の支援体制の整備

活動主体	具体的取り組み例
地域活動団体 専門職 福祉事業所 社会福祉協議会 等	<ul style="list-style-type: none"> ○「防災」をテーマとした研修会や情報交換会等を通じて、それぞれの災害時や平常時の役割を理解し、日頃から連携ができる関係づくりを行います。 ○要支援者に対し、防災意識を高めるよう働きかけ、地域の防災訓練や避難訓練等への参加を促します。 ○支援者同士連携しながら、災害時避難行動要支援者の個別計画作成に取り組みます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○行政担当課（自治振興課危機管理室・地域共生推進課）と連携し、福祉事業所と地域が共に参加することができる研修会や情報交換会等を開催します。 ○災害時避難行動要支援者の個別計画作成を支援します。

行動3：地域貢献団体の見える化

現状と課題

- 地域貢献活動を行いたい企業・社会福祉法人や各種団体が、情報として見えにくい現状があります。
- 地域貢献活動を行いたい団体が地域福祉課題を知ったり、取り組みを相談したりできる仕組みが明確になっていません。

地域福祉活動の方向

地域貢献、社会貢献団体がどのようなことができ、どのようなことをしたいと考えているのかが、見えるかたちをつくっていきます。団体の活動趣旨やできることが周囲に伝われば、よりスムーズに必要なニーズとのマッチングができ、課題解決や新たな福祉活動の取り組みが生まれると考えられます。

ACTION

対応する行政の取り組み
p55 情報提供・情報発信の充実

活動主体	具体的取り組み例
企業・団体等	○地域福祉課題の把握や、自分たちの強みを活かした貢献活動についての検討を行います。
社会福祉協議会	○地域貢献、社会貢献団体ができる活動を登録し、ニーズが出てきた時にマッチングできるような仕組みの検討をしていきます。 ○地域貢献、社会貢献団体がより広く地域住民に認知され、つながれるような情報発信の方法を検討していきます。

コラム 地域貢献をしたい！でも必要とされるニーズとつながりにくい…

泉佐野市内でも企業の社会貢献活動の取り組みとしてイベントの開催や、ボランティアの募集等、社会福祉協議会に声が入ることが増えてきました。災害時にも様々な企業やNPO、ボランティア団体が災害支援の活動にあたってくれましたが、自然発生的な活動も多く、より団体の強みを生かした貢献活動ができるように普段から団体の強みが見えるかたちにしておくことが重要になります。

行動4：様々な生きづらさを感じている人たちの居場所を地域につくる

現状と課題

- 身体障害者福祉会、障害児者を守る会、精神障害者家族会三枝会、断酒会などの当事者組織だけでなく、介護者家族のつどいなど、当事者が集まり情報交換や様々な活動を行っています。
- 既存の活動には参加しづらい生きづらさを持った人達が安心して過ごすことができる「居場所」については、当事者の思いやニーズにあわせた多様で柔軟な受け皿が必要です。

地域福祉活動の方向

児童・学生も含めた誰もが、社会とのつながりの中で安心・安全に過ごすことができる居場所の確立をめざしていきます。「居場所」からそれぞれの一步を踏み出すことができるように、一人ひとりの生きづらさに寄り添いながら様々な機関や資源と連携して本人のエンパワメントを促していきます。

ACTION

対応する行政の取り組み

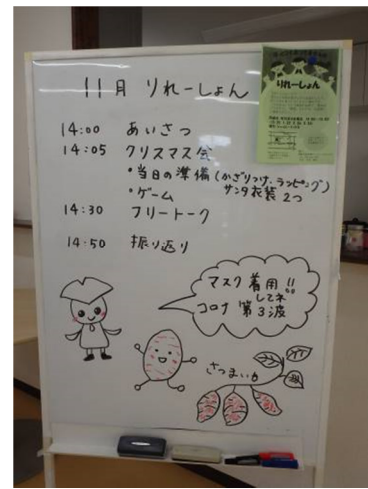
p36 再犯防止の取り組み、p49 同じ課題を抱える人のネットワーク

活動主体	具体的取り組み例
専門職 民間団体	○市内ですでに組織されている活動へのマッチングを行います。
包括支援センター 社会福祉協議会	○包括支援センターや社会福祉協議会に相談にこられた方に声をかけて、これまでつながる機会がなかった当事者同士が交流できる機会をつくる（交流できる場の案内をする）ことを進めます。 ○様々な生きづらさがあることを住民に発信し、理解者を増やし、「居場所」づくりの協力者の養成に努めます。
専門職 社会福祉協議会	○孤立している生きづらさを感じている人たちに対し、「居場所」につなげていくよう、地域組織や専門機関、行政等が連携を図っていきます。
専門職	○誰もが参加できる居場所から、それぞれが感じている「生きづらさ」によって、グループやチーム化を専門職が組織の立ち上げ支援として行い、次の一步につなげていきます。

コラム 生きづらさを感じている人たちがほっとできる居場所づくりがスタートしています

泉佐野市社会福祉協議会が主体となって、シャッピーハウス（泉佐野市社会福祉協議会のサテライト）を拠点として月1回のペースで集いの場を開催しています。「りれーしょん」という名称で行っているこの集いは、様々な生きづらさを持った人たちが安心して過ごすことができ、就職や生活改善、社会との関わりを持つ等、それぞれの次の一歩に進むことのできるプラットフォームの場をめざしています。

現在は専門職が中心となって場の設定を行っていますが、市民の方にもボランティアとして関わってもらったりと、より社会とのつながりを持てる場の設定も検討していきたいと思っています。



基本目標 3：みんなで参加する地域をつくろう

行動 1：ボランティアに参加しやすい仕組みづくり

現状と課題

- 市内でも様々な団体・個人がボランティア活動に取り組まれています。情報が集約されておらず、全体の把握ができていない部分があります。
- 社会福祉協議会ボランティアセンターで登録しているボランティアは高齢の方が多く、ボランティアも固定化されている現状があり、活動者も活動先も固定化されている傾向となっており、多種多様なボランティア活動とは言いにくい現状となっています。そのため、平日の活動が主のため学生、働き世代や子育て世代がボランティア活動をしにくい環境となっています。

地域福祉活動の方向

ボランティアに取り組まれている方や、ボランティア活動先の情報を集約し、「見える化」をめざします。多種多様なボランティア活動先が生まれやすい環境の整備と新たなボランティア活動先の開拓を進めていくとともに、幅広い世代が、自身の生活状況に合った活動ができるようなコーディネート体制の構築に向けた検討を行っていきます。

ACTION

対応する行政の取り組み

p53 NPO・ボランティア活動への参加の促進

活動主体	具体的取り組み例
福祉施設 市民活動団体 学校 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアを受け入れるにあたっての環境整備に努めます。 ○ボランティアに依頼したいニーズについて、情報発信に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○生活スタイルが多様化する中で、ボランティア活動に踏み出す一歩として気軽にできる登録方法を検討していきます。 ○多様な活動の仕方ができるようなコーディネート体制の構築を検討します。 ○ボランティアに来て欲しいニーズとボランティア活動を行いたいニーズがマッチングできる仕組みを検討し、情報の可視化を進めていきます。

行動 2：当事者意識で参加できる募金・寄付活動

現状と課題

- 地域福祉に活用される募金・寄付活動として社会福祉協議会で行っている善意銀行や、泉佐野地区募金会で行っている赤い羽根の共同募金運動や歳末たすけあい運動などがあります。
- 募金・寄付額が減少傾向にあり、募金・寄付文化が定着していない現状があります。
- どのような募金・寄付の形があるか、募金・寄付をすることによってどのような効果が生まれるのかが伝わっていない現状があります。
- 募金や寄付の運動の必要性を感じ、身近な存在となり盛んになるために、どのような取り組みが必要なのかを様々な視点から考え、実行できる「場」がより必要になっています。

地域福祉活動の方向

募金・寄付が地域のためにどのように活用されどのような効果が生まれているのかを住民の方が実感できるような発信を行っていきます。また、募金・寄付活動が身近な存在となり、気軽に活動に取り組むことができるような仕組みづくりを検討していきます。そのために多種多様な団体と連携し、組織的な取り組みとして行っていきます。

ACTION

対応する行政の取り組み

p55 安定的な地域の自主財源の確保

活動主体	具体的取り組み例
社会福祉協議会 泉佐野地区募金会 住民組織団体 等	<ul style="list-style-type: none"> ○行政や関係機関と募金・寄付活動がどこでどのように行われているのか等の情報が手軽にキャッチできるツールを検討していきます。 ○幅広い世代が気軽に参加できる仕組みを検討していきます。
泉佐野地区募金会 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○住民組織団体、企業、NPOなどの多種多様な団体が連携できる場の設定を検討していきます。

行動3：福祉教育にみんなで関わろう

現状と課題

- 現在、小中学校では、車いすやアイマスク、高齢者疑似体験等の体験学習が行われています。また、地域においては、地区（支部）福祉委員会が主催する研修会や講座が開催されています。
- 毎年取り組みが行われているものの、限られた時間の中でその時のプログラム内容を学ぶことで精いっぱいとなり、「福祉」＝特別というイメージを持ちやすい状況です。
- 福祉教育の授業や研修会・講座を企画する際、ゲストスピーカーや体験プログラム内容に関する情報やノウハウの蓄積が少ないため、プログラムを担当する人によって内容に偏りが生じてしまうのが課題です。

地域福祉活動の方向

一人でも多くの人々が「福祉」に関心を持ち、日頃からお互いに助け合う気持ちを育むことが、地域活動の担い手を育成することにもつながります。

「福祉」が特別のことではなく誰もが自分のこととして「ふだんのくらしにしあわせを」ととらえることができるよう支え合い、学び合う機会をつくります。

世代を超えて多くの人々が福祉教育の場に関わることができるよう、当事者や学校等の関係機関、団体とのネットワークづくりを行います。

ACTION

対応する行政の取り組み

p39 福祉意識・協働意識の向上、p57 福祉人材の育成・発掘

【福祉教育のネットワーク構築】

活動主体	具体的取り組み例
地域活動団体 専門職 福祉事業所 ボランティア 社会福祉協議会 等	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや若者が地域活動に参加し、身近にある福祉活動や福祉課題に気づくことができる機会を提供します。 ○プログラム作成や啓発等「福祉教育」をテーマに多様な関係者が話し合う場に参加します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会や学校とも協力しながら、日頃の生活に生きる「福祉教育」となるよう関係者が学び合い、連携できるネットワーク構築に努めます。

資料編

1. 泉佐野市地域福祉推進審議会・

泉佐野市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

◎：会長 ○：副会長 （敬称略・順不同）

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者	◎鈴木 大介	大阪成蹊短期大学 幼児教育学科准教授	
	○金田 喜弘	佛教大学 福祉教育開発センター講師	
	平田 佳之	平田佳之法律事務所 弁護士	
地域福祉団体の代表者	大南 典彦	泉佐野市町会連合会 副会長	R2.4.13まで
	馬場 定一	泉佐野市町会連合会 副会長	R2.4.14から
	森 正一	泉佐野市長生会連合会 会長	R2.3.31まで
	岡野 秋喜	泉佐野市長生会連合会 会長	R2.4.1から
	東谷 寛治	泉佐野市身体障害者福祉会 会長	
	坂本 満里	泉佐野障害児（者）を守る会 会長	
	川島 岩夫	三枝会家族会 会長	
	山中 辰也	公益社団法人 泉佐野市人権協会 副理事長	
	中西 常泰	泉佐野市民生委員児童委員協議会 会長	
	西願 幸雄	社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会副会長	
保健・医療・福祉施設等の代表者	新山 一秀	社団法人 泉佐野泉南医師会 副会長	
	中 由美	大阪府 泉佐野保健所 企画調整課長	
	中村谷 淳子	泉佐野市民間社会福祉施設協議会 会長	
	杉岡 繁昭	泉佐野民間保育協議会 会長	
	森 基	泉佐野市校園長会 会長	R2.3.31まで
	神於 正博	泉佐野市校園長会 会長	R2.4.1から
公募市民	三木 とよ子	市民公募委員	
	芝田 栄美	市民公募委員	R2.8.12まで
	土原 直美	市民公募委員	
	直江 幸子	市民公募委員	

2. 泉佐野市地域福祉推進審議会規則

平成16年3月29日

泉佐野市規則第3号

改正 平成24年3月30日泉佐野市規則第9号

平成27年2月5日泉佐野市規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市附属機関条例(平成12年泉佐野市条例第34号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、泉佐野市地域福祉推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉団体の代表者
- (3) 保健医療福祉施設等の代表者
- (4) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。
- 3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日泉佐野市規則第9号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月5日泉佐野市規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

3. 泉佐野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域福祉や社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力して、泉佐野市の地域福祉の推進を目指して「地域福祉活動計画」の策定および推進のための委員会を設置する。

(名称)

第2条 この委員会は泉佐野市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は地域福祉活動計画の策定・推進に関する調査及び検討を行うものとする。

(委員の構成)

第4条 この委員会は20名以内をもって構成する。

2 委員会は別表で掲げる委員で組織し、会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1名及び副委員長を1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選において選出する。

3 委員長は議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あった時は、その職務を遂行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要とするときには、委員以外の者に出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(作業部会の設置)

第9条 委員会が必要とするときには、委員会の審議事項を調査及び研究をさせるため、作業部会を設置することができる。

(事務局)

第10条 委員会の庶務は、泉佐野市社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改定のうえ、施行する

4. 泉佐野市地域福祉庁内推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、庁内関係室課からなる、泉佐野市地域福祉庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、事業の実施に係る検討及び調整に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は別表に定める関係課の課長級の職にある者をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、健康福祉部地域共生推進課長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定める者をもってその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、運営を円滑に行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の所掌庶務、構成及び運営方法は、委員会において定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年3月10日から施行する。

この要綱は、平成17年6月17日から施行する。

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 名	関係課
市長公室	政策推進課
市民協働部	自治振興課
	人権推進課
生活産業部	まちの活性課
	環境衛生課
健康福祉部	生活福祉課
	地域共生推進課
	介護保険課
	健康推進課
	国保年金課
こども部	子育て支援課
都市整備部	都市計画課
	建築住宅課
	道路公園課
教育部	学校教育課
	生涯学習課
	青少年課
	スポーツ推進課

5. 策定の経過

年月日	項目	主な内容
令和元年 (2019年) 7月3日	第1回地域福祉庁内 推進委員会 (市関係各課18課)	◇策定方針、策定スケジュール
7月26日	第1回地域福祉庁内 推進委員会作業部会 (市関係各課18課、C SW、社会福祉協議会)	◇策定方針・策定スケジュール ◇大阪成蹊短期大学 鈴木准教授による講演 ◇2次計画評価表作成依頼 ◇住民アンケートについて
8月23日	第1回地域福祉推進 審議会・地域福祉活 動計画推進委員会	◇策定方針、策定スケジュール ◇泉佐野市福祉分野における地域共生社会の実現につ いて
10月9日	第2回地域福祉庁内 推進委員会作業部会	◇アンケート対象・内容の提案・意見聴取
11月6日	第2回地域福祉庁内 推進委員会	◇作業部会の報告について ◇アンケート調査等について
11月22日	第2回地域福祉推進 審議会・地域福祉活 動計画推進委員会	◇作業部会の報告について ◇アンケート調査等について
12月～令和 2年8月	ヒアリング調査の実 施	◇社会的要援護者を支援している相談支援機関の担当 者等を対象とした調査
令和2年 (2020年) 1月28日	第3回地域福祉庁内 推進委員会	◇アンケート調査及びヒアリング等について ◇地域再犯防止推進支援計画について ◇成年後見制度利用促進基本計画について
2月21日～ 3月10日	アンケート調査の実 施	◇住民、保護者、子どもを対象とした地域福祉計画策定 に関するアンケート調査
2月28日	第3回地域福祉推進 審議会・地域福祉活 動計画推進委員会	◇アンケート調査及びヒアリング等について ◇地域再犯防止推進支援計画について ◇成年後見制度利用促進基本計画について
11月6日	第4回地域福祉庁内 推進委員会	◇泉佐野市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案) について
11月20日	第4回地域福祉推進 審議会・地域福祉活 動計画推進委員会	◇泉佐野市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案) について

年月日	項目	主な内容
令和3年 (2021年) 1月28日	第5回地域福祉庁内 推進委員会	◇これまでの策定経過について ◇泉佐野市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)について
2月1日～ 2月15日	パブリックコメント 募集	◇ホームページ、市役所情報公開コーナー、地域共生推進課窓口で閲覧できるよう配架し、市民の意見を募集
2月19日	第5回地域福祉推進 審議会・地域福祉活 動計画推進委員会	◇泉佐野市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について 【資料配布による意見聴取のみ】

6. 用語解説

【アルファベット】

◆CSW

【⇒p.89 コミュニティソーシャルワーカー (CSW)、p.89 施設CSW】

◆NPO

「NPO」とは「Non-Profit Organization」(非営利組織)の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」といいます。

【あ行】

◆一斉パトロール運動

子どもの登下校の見守り活動を強化しようと、泉佐野市教育委員会・PTA・町会・地区福祉委員会などの各種団体が子どもの下校時にあわせて一斉に地域内をパトロールする運動です。

◆インフォーマルサービス

非公式なサービス(支援)のこと。家族間の助け合いや、制度外のボランティア等による助け合い活動などを指します。

◆エンパワメント

社会的な制約によりそれまで発揮できずにいた、本来その人が持っている力を発揮できるよう、支援や条件整備を行うことで、主体的に意思決定や社会参加を行い、自らの生活や環境に働きかけていけるようにすること。

【か行】

◆介護保険制度

被保険者が利用する際に、介護保険から給付を得られる制度です。サービスの提供は、指定を受けた民間事業者から行われますが、被保険者の保険料と税金から支払われる保険給付の対象となるためには、様々な基準が定められていることもあり、公的サービスの一種と位置づけられています。介護保険給付を受けるには、被保険者が市に申請をし、要介護(要支援)認定を受けることが必要です。

◆核家族化

「核家族」とは、夫婦と未婚の子どもで成り立つ家族のことを指します。親子三世代で同居する世帯が減少し、核家族が増加していくことを指しています。

◆基幹相談支援センター

障害者の相談、情報提供、助言を行う相談機関。地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。

◆虐待

自分の養護下にある存在に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を行うことを指します。一言に虐待といっても、対象や種類は様々です。

◆協働

行政、市民、事業者及び地域団体などが、地域の課題を共有し、共通の公共的目的に向かってそれぞれに果たす役割を自覚し、相互に補完し、協力すること。

◆ケアマネジャー

ケアマネと略します。介護保険法に規定されている介護保険制度上の介護支援専門員にあたります。利用者のケアプラン（介護支援計画）を作成し、介護保険サービスの調整を行います。

◆健康マイレージ

「健康マイレージ」とは、市民の健康づくりの促進と、健康づくりに対する意識を広く普及することを目的とした事業です。健康づくり実践や、健康講座の受講、検診の受診などの条件を達成して1,000点集めると、地域ポイント「さのぼ」（1,000ポイント）に交換できます。

◆権利擁護

自己の権利を表明することが困難な人（寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者）の権利を守り、その人の思いや、その人にとって必要な支援を表明することを支援したり代弁したりすること。

◆高齢者

行政の統計上、65歳以上の人を「高齢者」と定義しています。また、高齢者のうち、65歳～74歳までの人を「前期高齢者」、75歳以上の人を「後期高齢者」と呼びます。75歳以上の方は、「有病率（病気になる人の比率）」が増加し、寝たきりや認知症の発生率も高くなって、特に施策上の支援が必要なために、「後期高齢者」として区別することがあります。

◆コーディネーター

物事を調整し、まとめることを言います。社会福祉においては、様々な施設や機関、人からの支援が同時に必要になる場合に、互いに連携を図り、それぞれの役割を調整しながら全体としての支援を行うことが必要な場面が多くあり、その調整役の人を「コーディネーター」と呼びます。

◆コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体を指します。

◆コミュニティカフェ

地域社会の中で「たまり場」「居場所」になっているところの総称です。市民の出会いと交流の場、情報発信の拠点として、様々な運営形式のコミュニティカフェがあります。

◆コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすものです。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う人のことを指します。

本計画において、CSWと表記しているときには、泉佐野市コミュニティソーシャルワーカー配置事業によって配置された相談員を指しています。

◆コミュニティバス

市内4ルート（北回り・中回り・南回り・田尻回り）で運行しており、公共施設への外出や日常の買い物、通院等に誰でも利用できる無料のバスです。

【さ行】

◆災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。

◆サロン活動

地域で高齢者や障害児・者、子育て中の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。また、地域で交流の場をもうけることで住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりをめざすものです。

◆施設CSW

社会貢献事業に関わる各社会福祉施設の担当職員を施設CSWといいます。【⇒p.90 社会貢献事業】

◆自主防災組織

日本において災害対策基本法第5条2において規定されている、地域住民による任意の防災組織です。本市では、平成24（2012）年度より、地域自主防災組織の登録制度を始めました。

◆市民後見人

親族以外の一般市民による成年後見人を指します。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から後見人として選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う制度です。自治体などが行う養成研修を受講した人が市民後見人候補者として登録され、支援が必要な人が現れたときに、家庭裁判所から選任される形をとります。社会貢献型後見人と呼ばれることもあります。【⇒p.92 成年後見制度】

◆社会貢献事業

社会貢献事業とは、老人福祉施設に配置されるコミュニティソーシャルワーカー（施設CSW）と、府社協が雇用し配置する社会貢献支援員が、地域の関係機関と共に、生活困窮に陥った様々な方に寄り添い、これからの生活について一緒に考え、必要な福祉サービスにつないだり、日常生活の見守りを行うなど抱えている課題の解決に向けて取り組み、必要に応じて現物給付による経済的援助を行う事業です。

経済的援助の原資として、老人福祉施設をはじめとする社会福祉法人が毎年拠出し、府社協に社会貢献基金を設置しています。

◆社会参加

社会人として、社会の一翼を担うことを指します。就業することのみでなく、人々が集まる場所に参加して他の人と交流することなども指します。

◆社会資源

生活上のニーズを充足する様々な物資や人材、制度、技能の総称です。行政などから提供される制度サービスなどのフォーマルサービスと、近隣の人々や友人などのインフォーマルサービスに分類されます。【⇒p.87 インフォーマルサービス、p.95 フォーマルサービス】

◆社会福祉協議会（社協）

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。民間団体ですが、社会福祉法 109 条に位置づけられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成などを行うこととされています。

◆社会福祉施設

社会福祉事業を行う施設（救護施設、養護老人ホーム、児童養護施設、障害者更生施設など）のこと。

◆社会福祉法人

社会福祉法の規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人。都道府県知事や厚生労働大臣の認可を受け、設立の登記をすることによって成立します。

◆社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

◆障害

身体や精神面の機能が十分に働かず、活動に制限があり、それによって社会生活を送る上で他の人よりも不利な状態におかれていること。

かつては近視でも生活することが困難でしたが、現代においては眼鏡をかければ補える範囲の近視は、社会参加上の問題となくなりました。このように、障害は、個人の身体的・精神的機能の問題というよりも、その人の暮らす社会環境が問題を発生させているといえます。

◆小地域ネットワーク活動

小地域を単位として近隣の人々が要援護者に対する見守りや交流を行う活動を指します。本市及び社会福祉協議会では、小地域ネットワーク活動として、①個別援助活動（個人に対して行われる見守りをはじめとした様々な支援活動）と、②グループ支援活動（小地域で行われる「いきいきサロン」「子育てサロン」「世代間交流事業」などの様々な交流事業）を行った地区福祉委員会に対して、活動助成金を拠出しています。【⇒p.89 サロン活動】

◆自立

「自立」には、「身辺自立」「経済的自立」「社会的自立」「精神的自立」などがあります。社会福祉においては、精神的自立や社会的自立といった、自己決定に基づく主体的な生活を送ることを尊重する必要があることが強調されています。

◆人生会議（アドバンス・ケア・プランニング：ACP）

人生の最終段階における医療・ケアについて、本人の人生観や価値観、希望に沿った支援ができるよう、本人を中心として家族や支援・医療に関わる人が話し合い、意思決定を支援する取り組みです。

◆身体障害者

肢体不自由、視覚、聴覚、平衡感覚、音声または言語障害、心臓機能、呼吸器機能などの障害を受けている人のことを指します。

◆スマイルサポーター

大阪府内の民間保育園でつくる府社会福祉協議会保育部会が、民間認可保育園 275 ヶ所で始めた制度です（地域貢献支援員 愛称：スマイルサポーター）。

保育園を育児や介護、虐待問題などを早期にキャッチする地域の拠点にする試みで、民間保育園にいる育児相談員の中から研修を受けた相談員を知事が支援員として認定しています。

◆生活困窮者

「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されています。生活保護の対象者だけでなく、現在は生活保護を受けてはいないけれども、将来的には受給対象者になるおそれのある人を含めています。

生活困窮者には経済面での困窮に対する支援だけでなく、多くの貧困世帯に発生している社会的孤立に対する支援が重要です。

◆精神障害者

精神疾患(精神障害)によって、社会的な生活を営む上で、障害がある人を指します。

◆成年後見制度

病気・障害などによって判断能力が欠如している成人について、家庭裁判所によって選定された後見人が本人を代理して法律行為の一部を行うことで、その成人を保護・支援する制度のことです。

制度開始当初は、親族が後見人になることが多かったのですが、近年は、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職やNPO法人、市民後見人などの本人と血縁関係にない第三者が後見人に就くことも増えてきています。【⇒p.90 市民後見人、p.96 法人後見】

◆セーフティネット

網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。いわゆる社会保障の仕組みのことを指します。

◆世代間交流

核家族化が進む中で、子どもと高齢者が交流する機会が減ってきています。子ども世代、親世代、高齢者世代など、複数の世代が一同に会して交流することで、地域の絆づくりや、知識の伝承を図る活動です。【⇒p.91 小地域ネットワーク活動】

◆セルフヘルプグループ

同じような問題・課題を持つ人々が、自分の問題を自分たちで解決するために専門職から独立して形成されたグループのことで、自助グループなどと呼ばれることもあります。【⇒p.94 当事者団体】

◆専門職

専門職(専門的職業とも呼ぶ)の定義はまちまちですが、専門職が備えていなければならない基本的な要件は、「(1)体系的な知識(学問)を長期間学ばないと就けない職業であること」「(2)自己の利益追求よりはむしろ公共への奉仕を指向していること」の2点です。

具体的には、医師や弁護士がその代表的なものです。その他、地域福祉に関係する専門職としては、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、ケアマネジャーなど様々な専門性を必要とする職種があります。

【た行】

◆ダブルケア

子育てと介護とを同時期に行わなければならない状況のことで、そのような状況にある人のことをダブルケアラーと呼びます。

◆地域福祉

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。地域福祉は、ホームヘルプサービスなどの法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

◆地域福祉活動

地域で生まれ、支え合いながら暮らしている中で、どうしても自分や家族だけでは解決できない困りごとに直面することがあります。困りごとがおきても、これまでつくりあげてきた家族、友人、知人との関係を保ち、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加できることで、誰もが自分らしく、誇りを持って、地域の一員として普通の生活を送るようになることを目的とした地域の活動を、特に地域福祉活動（あるいは住民福祉活動）と呼びます。

◆地域包括ケアシステム

誰もが、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される支援体制のことです。

また、そのような支援体制を構築するために、関係機関・団体が集まり、支援の課題や利用できる社会資源等について検討する会議を、地域ケア会議と呼びます。

◆地域包括支援センター

介護保険法では高齢者を対象とした様々な相談支援を行う機関として規定され、市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士などが配置されます。

本市では、複雑化・複合化する課題に対応するため、高齢者、障害者、生活困窮、母子などを対象とする全世代型・全対象型のセンターとして、本人や家族からの相談に対応し、様々な支援が継続的に提供されるように調整する役割を担っています。

◆地区福祉委員会

地区福祉委員会は、住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的として、その地域内で活動している各種団体によって構成された組織です。

そこに住むすべての住民が安心して暮らしやすいまちづくりを、住民が主体になって、知恵と力を出し合って、地域総ぐるみで推進する役割を持っています。中でも、日常生活を送っていく上で、何らかのハンディキャップがあったり、援助が必要であったりする高齢者や障害者、子どもたちが差別されずに、地

域社会の一員として尊重され、生活していけるような地域社会を実現することを目的としています。本市では、市内全域・14地区の地区福祉委員会が組織されています。

◆知的障害者

知的機能の障害が発達期(概ね18歳まで)に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人をいいます。

◆町会・自治会

地域に住む市民が自主的に、自ら暮らす地域のことを考え、地域のまちづくりを推進し、住民同士の交流を目的として組織された団体です。市の広報配布、青少年の健全育成、防犯、防災活動、環境美化、福祉ネットワーク活動など様々な活動を行っています。

◆当事者団体

当事者団体とは、社会問題の当事者が自分たちの問題を自分たちで解決するために集まってつくった団体を指します。会員間の交流による孤立感の解消や情報交換による問題解決の促進とともに、制度サービス・福祉サービスの受け手としての消費者団体として、当事者の思いを他の市民や行政に伝える役割を果たしています。【⇒p.92 セルフヘルプグループ】

【な行】

◆ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求・必要・要求などと訳されます。

◆ニート

「ニート」とは、Not in Education, Employment or Training (NEET)という英語から来た言葉で、就学・就労をしておらず、また職業訓練も受けていない状態のことを言います。

◆日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

◆認知症

認知症とは加齢による記憶障害を主とした病気全般を指します。認知症には脳血管障害によるもの、アルツハイマー病などの変性疾患によるもの、その他様々なものが含まれます。

認知症は、病気によって損傷を受けた脳の部位によって症状が異なり、単なる記憶力の低下だけではなく、めまい、しびれ、言語障害、知的能力の低下など様々な症状を示す特徴があります。

◆認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことです。小中学生は認知症ジュニアサポーターと言います。

◆ネットワーク

地域福祉における「ネットワーク」とは、人や組織の広がりを持ったつながりを指します。

【は行】

◆8050 問題

中高年のひきこもり状態にある子どもが高齢の保護者に経済面や生活面で依存する状態に陥ることを社会的な問題として取り上げる言葉です。

◆バリアフリー

高齢者や障害者などが社会生活を送る上で、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいっていましたが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じる様々な障壁を含めて、それらを取り除くことをいいます。

◆ひきこもり

特定の病気や障害ではなく、ひきこもっている「状態」を指す言葉です。厚生労働省の定義などを参考にすると、自宅にひきこもって学校や仕事に行かずに、家族以外との親密な対人関係がない状態が6ヵ月以上続いている状態を指します。

程度は人によって異なり、まったく自宅や自室から出られない人だけでなく、買い物のために外出することはできる人もいます。

◆避難行動要支援者

他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない人々をいいます。

◆ファミリーサポートセンター

子育てを手伝ってほしい人（利用会員）と、子育ての手助けができる人（提供会員）が、お互いに会員になり、支え合う援助活動において、会員登録と会員間の橋渡し役として調整するのがファミリーサポートセンターです。

◆フォーマルサービス

生活保護制度や、介護保険サービス・障害者福祉サービスなどの法律や制度に基づき提供される公的な制度サービスを指します。

◆福祉サービス事業所

本計画では、民間の事業者のうち、社会福祉事業や介護保険サービス、障害者福祉サービスなどを指して特に福祉サービス事業所と記載しています。

◆福祉避難所

避難行動要支援者のために特別の配慮がなされた避難所。

施設がバリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することが想定されています。市町村は福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、避難行動要支援者に配慮した避難所の確保に努める必要があります。

◆プラットフォーム

地域福祉では、支援や連携のための「基盤」または「場」という意味で使われる言葉です。

◆ふれ愛収集

本市が実施している、高齢者や障害者など、自力で決められた場所に家庭ごみを持ち出すことが困難な世帯を対象に、ごみを戸別収集する事業です。希望者には声かけを行い、安否確認も行っています。

◆法人後見

NPO や社会福祉法人などの、法人が成年後見人になることを指します。【⇒p.92 成年後見制度】

◆ボランティア

「自由意思」を意味するラテン語の「ボランタス」が語源で、単なる無報酬の奉仕活動という意味ではなく、自己の自発的・主体的な意思によって社会問題の解決や必要とされている活動を理解・共感し、勤労とは別に労働力、技術、知識を提供することを言います。

ボランティアには、自発性・無償性・社会性・創造性が求められます。

【ま行】

◆民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しています（任期は3年、再任可）。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたりるとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいます。

【や行】

◆ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

具体的には、多機能トイレや、目を開けなくてもシャンプー・リンスを区別できる容器のギザギザなどにみられる工夫を指します。

◆要援護者

何らかの社会的援護(支援)を必要とする人のことです。

◆要介護認定

介護保険制度において、被保険者がどの程度の介護を必要としているのかの程度を判定することを指します。

要介護認定・要支援認定は、被保険者からの申請を受けて、保険者である市区町村の介護認定審査会が行います。判定は、国が定める認定基準に基づいて行われ、「要支援1・2」「要介護1~5」の7段階で認定され、「要介護5」が最も介護を要する状態です。自立とみなされる場合は「非該当」と判定されます。

【ら行】

◆隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設です。

地域共生社会の実現に向けた市町村における体制整備において、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有している関係機関の一つです。

【わ行】

◆ワークショップ

ももとは「仕事場」「工房」「作業場」など、共同で何かをつくる場所を意味していました。しかし、最近では問題解決やトレーニングの手法、学びと創造の手法としてこの言葉が使われることが多く、あらゆる分野で「ワークショップ」が行われています。「ワークショップ」は一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルです。

ファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営されます。

近年は企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられています。

◆ワンストップ

1つの窓口が中心となって関連するすべての必要な支援の紹介を受けられるように調整することを指します。

いずみさの みんなの絆プラン

【第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画】

令和3（2021）年3月

編集・発行

泉佐野市 健康福祉部 地域共生推進課

〒598-8550

泉佐野市市場東一丁目 295 番地の3

TEL : 072-463-1212（代表）

FAX : 072-463-8600

泉佐野市社会福祉協議会

〒598-0002

泉佐野市中庄 1102 番地

TEL : 072-464-2259

FAX : 072-462-5400

